

令和元年第2回東大和市議会定例会会議録第14号

令和元年6月17日（月曜日）

出席議員（22名）

1番	関田	貢	君	2番	大后	治雄	君
3番	二宮	由子	君	4番	実川	圭子	君
5番	森田	真一	君	6番	尾崎	利一	君
7番	上林	真佐恵	君	8番	中村	庄一郎	君
9番	根岸	聡彦	君	10番	木下	富雄	君
11番	森田	博之	君	12番	蜂須賀	千雅	君
13番	関田	正民	君	14番	和地	仁美	君
15番	佐竹	康彦	君	16番	荒幡	伸一	君
17番	木戸岡	秀彦	君	18番	東口	正美	君
19番	中間	建二	君	20番	大川	元	君
21番	床鍋	義博	君	22番	中野	志乃夫	君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	並木	俊則	君
議事係長	尾崎	潔	君	主任	高石	健太	君

出席説明員（35名）

市長	尾崎	保夫	君	副市長	小島	昇公	君
教育長	真如	昌美	君	企画財政部長	田代	雄己	君
総務部長	阿部	晴彦	君	総務部参事	東	栄一	君
市民部長	村上	敏彰	君	子育て支援部長	吉沢	寿子	君
福祉部長	田口	茂夫	君	福祉部参事	伊野宮	崇	君
環境部長	松本	幹男	君	都市建設部長	鈴木	菜穂美	君
学校教育部長	田村	美砂	君	学校教育部参事	佐藤	洋士	君
社会教育部長	小俣	学	君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤	和夫	君
秘書広報課長	五十嵐	孝雄	君	総務管財課長	岩本	尚史	君
職員課長	矢吹	勇一	君	保険年金課長	岩野	秀夫	君

産業振興課長 小川 泉 君
地域振興課長 大法 努 君
子育て支援部 榎本 豊 君
副参事
障害福祉課長 小川 則之 君
環境課長 宮鍋 和志 君
都市計画課長 神山 尚 君
建築課長 中橋 健 君
中央公民館長 佐伯 芳幸 君

市民部副参事 宮田 智雄 君
子育て支援課長 鈴木 礼子 君
福祉推進課長 嶋田 淳 君
健康課長 志村 明子 君
ごみ対策課長 中山 仁 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
社会教育課長 高田 匡章 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、17番、木戸岡秀彦議員の一般質問を行います。

[17番 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番（木戸岡秀彦君） 皆さん、おはようございます。議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦君です。令和元年第2回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は5点についてお伺いいたします。

1点目は、健幸都市の実現に向けた健康寿命延伸の取り組みについてであります。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされています。今や医療や介護の質の向上、技術の進歩、また全国的な健康づくりの取り組みにより、健康寿命は年々上昇してきています。2016年、厚労省の調査では、健康寿命、男性71.14歳、女性74.79歳で、2040年の目標では男性75.14歳、女性77.79歳以上としています。人生100年時代と言われ、医療、介護にかかる利用者負担がふえていく中で、健康寿命延伸は医療費抑制などにつながる重要な取り組みになると思います。元気で長生きは皆の願いです。

ここで、お伺いいたします。

①身体機能を維持・改善する運動習慣の定着について。

ア、元気ゆうゆう体操を初めとした介護予防の普及推進を今後どのように進めていくのか。

イ、市民が気軽に参加できる運動・身体活動のイベントとは、どのようなものか。

ウ、幅広い年代を対象とした運動・身体活動イベントとは、どのようなものか。

エ、ウォーキングマップの活用をどのように推進していくのか。

オ、市民の体力向上・運動習慣をどのように定着させていくのか。

②身体を良好な状態に保つ食生活の実践について。

ア、市民が気軽に参加できる栄養・食に関するイベントとは、どのようなものか。

イ、企業、団体などと協議し、幅広い年代を対象にした栄養・食に関するイベントとはどのようなものか。

ウ、健康づくりメニューの考案や活用は、どのようにしていくのか。

エ、給食提供施設と連携協力した栄養・食に関するイベントは、どのように実施していくのか。

オ、食育事業と連携協力は、どのようにしていくのか。

③孤立を防ぐ社会参加の促進について。

ア、多様な実施主体によるイベントとはどのようなものか。

イ、地域活動の推進とあるが、どのように進めていくのか。

ウ、多様な媒体や方法での情報発信の充実による社会参加の促進と普及啓発はどのように行うのか。

④病气予防・早期発見の受診の促進について。

ア、予防接種、健（検）診事業の充実について、どのように進めていくのか。

イ、かかりつけの医師や歯科医師、薬剤師の定着はどのように行うのか。

⑤健康づくりにつながる環境づくりについて。

ア、市報・ホームページ、SNSなどの情報媒体の充実に関して、どのようにしていくのか。

イ、施設や整備のバリアフリー化の促進をどのように進めていくのか。

ウ、ユニバーサルデザインのさらなる普及は、どのように進めていくのか。

エ、道路、公園などの清掃・管理・整備は、どのように充実させていくのか。

オ、受動喫煙防止の推進をどのように進めていくのか。

⑥若者から高齢者まで幅広く、気軽に楽しみながら、健康づくりに取り組みやすくするため、各部署と連携し、ポイントが付与される事業を展開すべきと考えるが、市の認識について伺う。

2点目として、視覚障害者のためのバリアフリー化についてであります。

バリアフリーとは、対象となる障害者を含む高齢者などが、社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策とあります。視覚障害者のバリアフリーは、音響式信号機、点字、点字ブロック、容器包装の改良、出入り口での盲導鈴、コントラストの強い公共表示などがあります。その中でも通り道の確保、特に交差点での通行は危険度も高く、通行は命がけであると聞いています。それゆえに、バリアフリー化による安全対策を強化する必要があります。

ここで、お伺いたします。

①視覚障害者のための音響式信号機の増設について要望しているが、その後どのような検討がなされたのか、今後の取り組みについて伺う。

②中央公民館正面及びホール入り口の点字ブロックの設置を要望しているが、その後の進捗状況について伺う。

3点目として、雨水対策についてであります。

近年、集中豪雨により市内各所で浸水被害が発生し、市民から不安の声が上がっています。担当部署により解消に向けた取り組みを行っているとの認識はしております。しかしながら、いまだに解消されない箇所について対策をしてほしいとの声を聞いております。

ここで、お伺いたします。

①豪雨時、浸水被害が出ている旧みのり福祉園周辺の雨水対策はどのようにしていくのか。

②中学校の通学路になっている旧カシオ計算機東側、市道第704号線から森永乳業西側、市道第718号線にかけて、豪雨時、通行が困難なため、対策が必要であると考えているが、いかがか。

4点目として、交差点での交通安全対策についてであります。

これまで定例会で取り上げておりますが、交差点での事故は依然と多く、5月に発生した大津市の保育園児らを巻き込む交差点での痛ましい事故、また高齢者ドライバーによる交通事故が後を絶ちません。市民の皆様から、危険と思われる交差点などの対策を強化してほしいとの要望が上がっています。

ここで、お伺いたします。

①市道第14号線と市道第11号線に係る芋窪変則五差路は、通学路でもあり、危険であるため、住民より信号機設置など、対策を講じるべきであるとの声を多く聞く。交通量を考慮した上で検討することのだが、その後の進捗状況について伺う。

5点目として、一般ごみの収集についてであります。

毎日出るごみ、担当部署の懸命な取り組み、市民の努力により、ごみの削減がされているものと認識しております。本市では6月4日より全国初となる産官民が連携し、市内のセブン-イレブン全店舗にペットボトル回収機が設置され、先進的なりサイクル促進の取り組みとして注目をされています。一方、高齢などで自力でごみが出せなくなったごみ出し困難者の声をお聞きします。現在、自治体の2割でごみ出し支援の取り組みが行われていますが、環境省は家庭ごみ集積所まで運ぶことが難しい高齢者世帯増加を受け、自治体によるごみ出し支援のモデル事業を今年度実施をいたします。今後もさらに対象者がふえると予想されるため、本市でも支援の取り組みが必要と考えます。

ここで、お伺いいたします。

①高齢者により、ごみ出し困難者がふえると予想されるが、市の認識と対策について伺う。

②指定収集袋のばら売りについて、どこまで検討が進んでいるのか。

失礼しました。2点修正がございます。申しわけございません。

1点目の「健幸都市」の実現に向けた取り組みの2番のイの企業、団体などに、「協議」と言いましたけども、「協働」の間違いでございますので訂正をいたします。

あと1点は、最後の5点目の①ですね。「高齢者」と言いましたけれども、「高齢化により」の訂正でございます。失礼いたしました。

壇上での質問は以上とし、再質問に関しては自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[17番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、「健幸都市」の実現に向けた健康寿命延伸の取り組みについてであります。市では平成31年3月に、健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針を策定しました。現在、取組方針を進めていくためのアクションプランを策定中であり、具体的な取り組みについて今後内容を決定していきますことを前提に、各取り組み内容を含めて取組方針ごとに答弁をさせていただきます。まず身体機能を維持・改善する運動習慣の定着についてであります。幼少期から運動や身体活動を習慣化し継続していくことは、筋肉量の増加やその機能を向上させ、また血圧を安定させることなどから重要であると認識しております。運動習慣の定着には、それぞれの世代に適した楽しみながら取り組むことができる運動、身体活動が大切でありますことから、元気ゆうゆう体操や健康づくりウォーキングマップの普及促進に、庁内での連携はもとより、関係機関と協力して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、身体を良好な状態に保つ食生活の実践についてであります。適正な量と栄養バランスのとれた食事をとるなど、望ましい食習慣を継続することは、健康寿命の延伸に大きな効果をもたらすことから、食生活について、東京大学未来ビジョン研究センターとの協定に基づく、連携協力による新たな取り組みや、保育園や学校などさまざまな関係機関が連携協力して、効果的な施策への取り組みを検討してまいります。

次に、孤立を防ぐ社会参加の促進についてであります。人との交流や役割を持つことは、活力を与え健康を保つために重要であり、幅広い市民が集う場は世代や属性を超えたさまざまな取り組みが期待できるものと認識しております。特に社会的孤立の防止や高齢者の活躍を進めるため、関係機関が連携協力する効果的な取り組みを実施してまいりたいと考えております。

次に、病気を予防・早期発見する受診の促進についてであります。健康の維持には予防接種の実施や健診

の受診による病気予防や早期発見、治療が重要でありますことから、さまざまな事業の実施や情報提供の工夫を初め、関係機関と連携協力し適切に実施してまいります。

次に、健康づくりにつながる環境の整備についてであります。高齢者や障害のある方、子育て世帯が出かけやすい環境を整備し情報を共有することによる人とのつながりの促進は、生活の充実及び健康づくりに重要であります。また、施設や設備の快適さは精神的な健康増進に役立つことから、引き続きユニバーサルデザインの普及を初め、さまざまな社会資源や関係機関が連携協力する効果的な取り組みを検討してまいります。

次に、幅広い世代が健康づくりに取り組むことができるためのポイント事業についてであります。ポイント事業につきましては、平成29年12月から高齢者向けに東大和元気ゆうゆうポイント事業を実施しており、介護予防活動の参加促進に一定の効果を上げております。なお、幅広い世代が参加できるポイント制度につきましては、幾つかの自治体で実施されておりますが、その手法や対象はさまざまであります。引き続き情報収集を行うとともに、市の実情を踏まえて検討してまいります。

次に、音響式信号機の増設についてであります。市におきましては、平成31年2月に東大和警察署を通じて、東京都公安委員会に信号機の改良要請としまして、市内2カ所の交差点において音響式信号機の新設を要請しておりますが、現在実現には至っておりません。引き続き要請してまいります。

次に、中央公民館の正面及びホールの入りの点字ブロックの設置についてであります。中央公民館入り口付近の点字ブロックの設置につきましては、これまで視覚障害者団体や利用者の皆様などから要望を受けておりました。そのため平成31年度、中央公民館で実施する外壁改修工事と屋上改修工事の完了時期に合わせて、市役所敷地内通路の点字ブロックから、公民館の中へ誘導できるような点字ブロックを設置するよう準備しているところであります。

次に、旧みのり福祉園周辺の雨水対策についてであります。旧みのり福祉園周辺の道路排水管は、市道第9号線、いちよう通りの道路排水管に接続されており、この道路排水管の容量以上の大雨となった場合に、排水ができなくなり冠水するものと考えております。その対策としまして、平成29年度に市道第9号線、いちよう通りの既設雨水集水ます17カ所の浸透化工事を実施し、浸水被害の軽減を図っております。今後も引き続き必要な対策を検討していきたいと考えております。

次に、カシオ計算機の事業所跡地東側の市道第704号線から、森永乳業西側の市道第718号線にかけての雨水対策についてであります。カシオ計算機の事業所跡地東側の市道第704号線につきましては、道路敷地内の西側部分の土地をカシオ計算機から借用し、道路敷としておりますことから、現状では排水施設の設置が困難な状況であります。今後のカシオ計算機事業所跡地の動向を踏まえて対応してまいりたいと考えております。森永乳業の西側の市道第718号線につきましては、大雨時に地形が最も低い箇所が道路冠水することがあることを認識しておりますが、現状では抜本的な対策は困難なため、雨水集水ますの常設や道路排水管の定期的な清掃により、最大限の排水能力を発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市道第14号線と市道第11号線に係る芋窪変則五差路の信号機設置についてであります。平成26年度に警視庁の現地調査によりまして、都市計画道路3・5・20号線が3・3・30号線、芋窪街道まで開通した後に、交通量を考慮した上で改めて検討するとの回答をいただいておりますが、東大和警察署に確認しましたところ、開通後2カ月程度であり、警視庁の調査は未定であるとのこととあります。なお、市におきましては、平成31年2月に現在の歩行者用信号機を交差点用の信号機に改良していただくよう、引き続き東大和警察署を通じて、東京都公安委員会に要請しております。

次に、高齢化に伴うごみ出し困難者の増加に対する認識と対策についてであります。高齢化が進展している現代社会において核家族化や単身世帯の増加により、ごみを排出することが困難な高齢者が想定されます。現状では、介護や介助を必要とする高齢者の方へはヘルパー等が派遣されていることや、地域の方々の協力により対応されているものと考えております。今後の対策につきましては、いわゆるふれあい収集等を検討することが考えられますが、実施方法については調査研究が必要であると考えております。

次に、指定収集袋のばら売りについてであります。現在、指定収集袋のばら売りにつきましては、御要望等いただいておりますことから検討には至っておりません。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○17番(木戸岡秀彦君) 市長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

健幸都市の実現に向けた健康寿命延伸の取り組みについてでありますけれども、これに関して私は大いに期待をしております。生涯にわたって元気で長生きというのは皆の願いでございます。日本というのは、もう超高齢者社会になって、今65歳以上がもう28%に至っております。そういった意味では、この健幸都市実現に向けた健康寿命の延伸の取り組みは、一つ一つ市としても取り組みによって、健康寿命がさらに延伸してくるなど思っております。

それでは、再質問させていただきます。

市長の御答弁では、アクションプランを作成中ということで、具体的な取り組みについては、今後決定していくということですが、この取り組みの5つの方針ですが、これに関しては多岐にわたっていると思いますけれども、これは関係部署との連携が非常に重要で、大切になると思いますけれども、どのように進めていこうと考えているのかお伺いをいたします。

○健康課長(志村明子君) 健康寿命延伸取組方針にかかわります各部署との連携についてでございますけれども、今現在アクションプランを策定中ございまして、その中で既存の事業の活用、また新規事業の取り組みについて、今後具体的に協議をしながら策定していくこととしております。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) この今回の事業に関しては、各部署がかなり多岐にわたっていると思うんですけども、これは各課で担当を決めて何かプロジェクトチームをつくるのか、そういうことというのは考えているのでしょうか。

○福祉部長(田口茂夫君) 庁内、全庁的にこの事業に関しましては関係してございます。この取組方針を策定する際におきましても、まず福祉部内におきまして、若手を中心とした検討部会を立ち上げております。またそれと並行いたしまして、全庁的な庁内に設置をいたしました課長職の会議、また部長職の会議などを設置をいたしまして、協議を重ねてきて作成をしているということでございます。同様にアクションプランにおきましても、その会議を有効に活用していきながら、全庁的に検討を加えていくというふうに計画をしているところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) わかりました。ありがとうございます。

これから取り組みということですが、各項目、これから継続していくものと、新規事業、各5つの取り

組みの新規事業とありますけれども、これは現段階でわかっている新規事業、どのようなものがあるか、お伺いをいたします。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほど課長からも御答弁をいたしましたように、アクションプランにおいて、現状、健康に資する内容のものを今調査を進めておりまして、またそれをまとめる段階でございますが、新規事業につきましては、過日、情報提供などもさせていただいております東京大学未来ビジョン研究センター、こちらの中にありますライフスタイルデザイン研究ユニットというものがございます。こちらのユニットとリビングラボというような形の手法を使いまして、東大和市内の中で何か実施をしていきたいというふうに考えております。この辺の検討を東京大学未来ビジョン研究センターと、検討をさらに加えていきたいというふうに考えております。さらには、令和2年度——来年度になりますけれども、市制50周年を迎えますので、これにあわせまして、健幸都市宣言を行うということで、今現在準備を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。東京大学の未来ビジョン研究センターのこの取り組みは、これから進めていくということで認識をいたしました。

それでは、この5項目について、前後すると思えますけど、まず現状の取り組みなどについてお伺いをしたいと思います。まず、御答弁では世代に適した楽しみながら取り組める運動・身体活動が大切であると。ゆうゆう体操、ウォーキングマップの普及推進に取り組んでいくということでございました。一つの元気ゆうゆうポイントの事業、これに関しては私も行っておりますけれども、これ好評と聞いておりますけれども、現状と課題についてお伺いをいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 元気ゆうゆうポイント事業の現状と課題ということでございますが、この事業につきましては平成29年の12月から開始をいたしました。当初この開始時におきましては、登録をした活動数というものは40でございましたけれども、平成30年度の末時点で57活動と増加してございまして、この数が順調に伸びているということでございます。課題につきましては、景品の交換場所、それから景品の種類というものが挙げられております。この事業の受託者であります社会福祉協議会の事務所を、景品の交換場所としておりますけれども、活動参加者のほうから、もう少しその利便性を高めてほしいと、こういう声が届いております。それから、この景品につきましても、もう少し種類をふやしてもらえないかというような御意見もいただいております。このことにつきましては、社会福祉協議会と現在協議を続けているところであります。

以上であります。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

私も参加をしておりますけれども、やはり課題であります景品交換場所、広めてほしいという要望も聞いております。40団体から57ということで、かなり利用者がふえてるということなので、順調に推移してるんじゃないかなと思います。

次に、イベントについてでございますけれども、イトウに関して市民が気軽に参加でき、幅広い年代を対象とした運動・身体活動のイベントというものですけれども、これはどのようなものが行われておるのか、お伺いをいたします。

○社会教育課長（高田匡章君） 市民の皆様が気軽に参加いただける運動やイベントから、先に御答弁をさせていただきます。

社会教育課では、ふれあい市民運動会やロードレース大会、それから駅伝大会、このほか体育施設の指定管

理者が行うスポーツ教室などがございます。また、スポーツ推進委員が主催する体力測定やニュースポーツの体験、体育協会が主催するスポーツレクリエーションフェスティバルなどがございます。さらに、地域住民が自主的・主体的に運営されている総合型地域スポーツクラブ「はびねすまいる東大和」が主催する事業といたしまして、ポッチャ教室やヨガフィット教室などがございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

さまざまな運動、取り組みを行ってるといことで、1つ私がちょっと注目をしているのは、他の議員でも質問ございました、はびねすまいる東大和ということですけども、これ地域住民が自主的・主体的に運営されているということですけども、これは余り知られてないのか、私も余り詳しくは知らなかったんですけども、これに関してはどのように市民とかに広報とかされているのか、お伺いをしたいと思います。

○社会教育課長（高田匡章君） はびねすまいる東大和の周知の方法についてでございますが、まず東大和市ロンドみんなの体育館のホームページのトップページですね——のほうに、はびねすまいる東大和のページがございます。その中において、関連イベント等の周知がございます。また、各種イベントの実施に当たりましては、チラシを約1,000枚程度作成いたしまして、東大和市ロンドみんなの体育館と、それから公民館において配布を行っております。その他といたしましては、不定期ではございますが、東大和市報の市民情報にイベント記事を掲載するなどして、周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

私も余り細かく知らなかったんですけども、これは市民が知ることでかなり利用者もふえるんじゃないかと思いますが、引き続き広報の力をぜひ入れていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、エのウォーキングマップの件についてですけども、これに関しては大変好評と聞いております。活用の取り組みに関しても含めてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 健康づくりウォーキングマップは、平成29年度に1万部を作成し、市内の公共施設やイベントなどで配布を開始しております。今年度に入りまして、残部数が900部弱となっておりますことから、今年度はマップのデータの内容を更新し、印刷をする予定としております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） このウォーキングマップの活用と元気ゆうゆう体操を継続していくということで、市長の答弁がございましたけれども、このウォーキングマップの活用については今後どのように、ウォーキングマップを当然持っているということは大事なんですけど、それをどのように活用していくかっていうのはすごく大事だと思うんですけども、この点について何か今後考えることがあればお伺いをしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 健康づくりウォーキングマップの今後の活用についてでございますけども、今現在は先ほど申し上げましたとおり、各施設やイベント等での御紹介をしてるところでございます。健康課で行っております健康教室の運動の実施の場面につきましても、ウォーキングマップを具体的に提示しながら、ウォーキングの方法についても御紹介いただいているようなところを実施しております。先ほど社会教育部からも答弁がありましたように、いろいろな市内で行われているイベントや教室を通じて、元気ゆうゆう体操も含め、市民の方が体力向上及び運動習慣の定着を促進するような取り組みについて、今後連携を図ってまいりたいと

考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) わかりました。それでは、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、②の身体を良好な状態に保つ食生活の実践についてということですが、先ほど東京大学未来ビジョンの話がございましたけども、これに関してもっと現状わかる範囲で、細かくわかれば取り組みについて、健康づくりに関する官学連携協定ということでお聞きしておりますけども、さらに詳しくわかればお伺いをしたいと思います。

○健康課長(志村明子君) 東京大学未来ビジョン研究センターと連携を協定した中身での取り組みについてでございますけども、今現在リビングラボという手法で取り組むことを検討しております。このリビングラボという手法につきましては、サービスやまちづくりなどの課題解決に、住民の方に積極的に参加していただき、自治体、大学、企業が一体となって取り組んでいく手法となっております。そのため企画の段階から、暮らしの中心にいる市民の皆様に参加していただき、本当に市民の方に役立つものや仕組みをともにつくっていく、そういう手法というふうに言われております。そのような手法を用いながら、産官学民の協働の取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) わかりました。

次に、アとイの栄養・食に関するイベントということですが、これに関しては今まで何かそのようなイベントは実施をしたことがあるのか、お伺いをいたします。

○健康課長(志村明子君) 栄養・食に関するイベントのうち、幅広い年代の市民の方が気軽に参加でき、また企業、団体などと協働する栄養に関するイベントにつきましては、これまでのところ実施はしておりません。食に関するイベントとしましては、現状としてはうまかんべえ～祭がございますけども、うまかんべえ～祭は地域住民の交流とにぎわいの創出を大きな事業目的としております。食の楽しさに触れることで、健康づくりにつながるものというふうと考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 特にイベントは実施をしてないということです。今後、東京大学研究センター、リビングラボとの協働で、そのようなイベントも考えていくということによろしいのでしょうか。

○福祉部長(田口茂夫君) 現実的に、東京大学のほうとの今後の進め方の中でのイベントにまで進めるかどうかというところまでは、まだ具体的な点が定まっておられませんけども、何かしら当然、健康づくりの中の食の部分は大変重要でございますので、イベントを通すことになるのか、講習会等になるのかということも含めまして、今後の検討課題になるかというふうに思っております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) わかりました。

続いて、これも食に関しての部分で、ウとエに関しての健康づくりのメニューについてですけど、これに関しては何か今まで検討されたことがあるのかお伺いをいたします。

○健康課長(志村明子君) 健康づくりのメニューについてでございますけども、今までその考案や活用については、これまでのところ実施のほうはしておりません。気軽に参加できる食のイベントとあわせて、健康づくりのメニューにつきましても、リビングラボの企画の項目に入れるなどして、今後検討してまいりたいと考え

ております。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) わかりました。

次に、給食提供施設と連携協力ということですが、この提供施設とは具体的にはどういうところをいうんでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 給食提供施設でございますけれども、市内には保育園、学校を初め病院や社会福祉施設など、給食を提供する施設がございますので、こういったところも含めながら、給食提供施設との連携協力を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) さまざまなところとの連携協力というのは、すごく重要ではないかなと思います。

このオの食育事業の連携協力ですが、これに関しても、ウの健康づくりメニューもそうですし、給食提供施設の連携もそうですし、これ東京大学のリビングラボっていうのはすごく重要な役割じゃないかなと、私も興味と期待をしております。そういった意味では、今後そのような、総合的に考えてつくられていくのかと思いますけれども、まだ具体的になっていないということですが、ぜひ市民がわかりやすい、取り組みやすいものをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、3番目の現状孤立を防ぐ対策についてですが、これどのようにしているのか、イベント、地域活動、情報発信を含めてお伺いをいたします。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 高齢者の孤立を防ぐ対策でございますけれども、イベントですと地域活動というよりは、これは平常の活動になりますが、まず私ども、特に孤立化している高齢者につきましては、高齢者ほっと支援センターが関係機関と連携して対応しているということでございます。それから、社会福祉協議会による見守り・声かけ活動、こういった活動も孤立化のおそれのある高齢者に対して、対人的な接触の機会を与えるものというふうに考えております。

それから、もう一つちょっと視点を変えて、一般市民の活動ですね、特に介護予防リーダーですとか、それから体操普及推進員、こういった方々を私ども養成しておりますけれども、この方々が身近な地域において高齢者の通いの場、これをつくりまして活動していただくということ。これが自宅に引きこもりがちな高齢者を外に向かわせる間接的な効果があるだろうと、このように考えております。このため私どもは、このようなボランティアを養成して通いの場を増加させる、そして社会的な孤立化を防ぐということが必要だというふうに、そういう目的のもとにこの施策を進めていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○17番(木戸岡秀彦君) やっぱり見守り・声かけ活動というのは、非常に重要になってくると思います。この介護予防リーダーと体操普及推進員も、私も話をする機会があるんですけども、やはり高齢者のさまざまな相談に乗ってアドバイスをして、元気に体操に来たりとか、そういう部分でもお聞きをしております。実は私も高齢の単身者に、たまたま訪問したときに言われたのは、今1人なので何かそういった集まりに参加したいとか、また運動がしたいけど、でも1人では何もできない。そういった声を聞きます。そういった意味では、孤立を防ぐためにはそういった見守り・声かけ運動を、さらに充実をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをします。

続いて、病気予防に関してですが、4の早期発見、受診の促進についてですが、これについて

は現在どのように行っているのか、お伺いをしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 病気の予防・早期発見に関する現在の取り組みでございますけれども、各法令に基づきまして健康診査や検診、また検診後の事後指導、相談、教育など、関係部署が連携協力をして取り組んでおるところでございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） この病気予防・早期発見ってすごく大事だと思うんですね。実は私も31年前にがんになりました。これも早期発見によって手術をして、現在完治をしておりますけれども、比較、男性は病院に行きたがらない。余りいい例ではないですけども、私が入院してる間に隣の2人の患者さんはお亡くなりになった。それは、早目にわかっていれば、実際にはわかっていたけど病院に行かなかった、そういうケースがあります。そういった意味では、やはり検診の向上に関する取り組みっていうのは、すごく重要ではないかなと思います。引き続き、この早期発見・予防、病気予防に関しては促進をお願いをしたいと思います。

続いて、市長の御答弁でさまざまな事業を実施、情報提供の工夫とありますけれども、例えばどのような事業が考えられるのか、お伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 事業の情報提供についてでございますけれども、今現在、各御家庭に戸別配布をしております健康づくりカレンダーにつきまして、そのレイアウトや形態の改良など、そういったものを工夫しながら情報提供の充実について適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

健康づくりカレンダーは、私も高齢の方とお話すると、かなりわかりやすい、状況がわかるということでお聞きをしております。引き続き、また改良をする場合には、しっかりと情報を収集した上でお願いをしたいと思います。

続いて、予防接種、健診、かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師の定着についてでありますけれども、これについてはどのように、現状なっているのかお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師につきましては、各事業を通して、まず情報提供を通じて普及について啓発を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） かなりこういった定着というのはすごく重要だと思いますので、引き続きさらに具体的に進めていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

続いて、⑤の健康づくりにつながる環境づくりについてでありますけれども、情報発信に関してはさまざま取り組みを行っている、健康づくりに対してですね。市民に伝わらないケースがあります。広報の充実は欠かせないと思いますけれども、これに関して新たな取り組みはないのかお伺いをいたします。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 情報発信に関します新たな取り組みということでございますけれども、広報活動に関しましては、ここ数年では市の公式ホームページのリニューアルや、市報のカラー化の実施、また市報のカラー化実施とあわせまして、AR技術を用いた動画配信やFMラジオを使用した広報の開始、そういったものに取り組みをさせていただきました。また、公式ツイッターとフェイスブックの運用につきましても、充実を図ってまいったところでございます。平成31年度におきましては、新たな情報発信手段の活用についても検討させていただきながら、一方で、ここ数年拡充をしてまいりました広報の取り組みの整理をさせて

いただきまして、例えばマニュアル化をするなど、共通認識を持って効果的な情報発信に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) SNSとかホームページ、これ重要だと思いますけれども、効果的な情報発信ということですけども、これ私も以前、質問でも取り上げましたけれども、マンション地域、この集合住宅の広報は大変有効だと思いますけれども、これに関してはいかがでしょうか。

○秘書広報課長(五十嵐孝雄君) マンション地域への広報ということで、御質問頂戴いたしました。御指摘のとおりマンション地域、例えば掲示板に張っていただくとかっていうイメージになるかと思いますが、そういったことでありますとか、あるいは自治会の回覧板、こういったものを通した広報ということでは、一定の地域にお住まいの方に効果的に情報をお伝えできるという手段であることは認識してございます。

ただ、事業の内容をお伝えしたい対象によって広報は異なってまいりますので、一概に扱っているものではないでございますが、市では各事業主管課において、事前に御承諾をいただいたマンション管理組合ですとか、あるいは自治会様宛てに市からの広報物をお送りするような取り組みを行っているところです。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) このマンション等の集合住宅ですけども、やはり集合住宅ですから、一つ掲示板に載せるだけで多くの方がごらんになります。そういった意味では、東大和市では今、世帯が3万8,797世帯ございます。このうち集合住宅は約5割弱ぐらい、それだけやはり規模が大きいと思います。そういった意味では、今回の健康寿命についてのことですけども、ぜひこれ積極的に、マンション等の管理組合に積極的に張り出しとかすることによってかなり効果が、私はあると思います。

というのは、以前、マンション地域、私もマンション地域の自治会、管理組合と話をしている中で、掲示板しているところは幾つかありますけど、掲示板をしていないところもかなりありました。掲示板をすることによって、身近に感じられて参加をするということが多くなっていると思いますので、ぜひこれに関しては積極的に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続いて、イトウとエ、これになりますけども、施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインについて、この件に関しては、現状の状況をお聞きしたいと思います。

○福祉部長(田口茂夫君) 現在、市の公共施設におきましては、このバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及につきまして、当然この施設を利用される方々に対する快適さの向上に向けた取り組みを行っているところでございますけども、当然施設の改修ですとか、そういったところに合わせまして実施をしているという状況でございます。特に一つの例でございますけども、誰でもトイレなどの状況ですとか、そういったものを現在も行っているということでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 続きまして、道路、公園、清掃・管理の清掃・整備についてお伺いをいたします。

○土木課長(寺島由紀夫君) 道路、公園の清掃・管理・整備についてでございますが、私のほうからは道路について御答弁させていただきます。

道路の清掃についてでございますが、幹線道路を中心に定期的に清掃を行ってございます。また管理につきましては、補修が必要な道路については速やかに実施してございます。また整備についてでございますが、東京都福祉のまちづくり条例に基づきました整備を推進し、通行者の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○環境課長（宮鍋和志君） 次に、公園についてでございますが、清掃は委託業者により定期的を実施しております。また管理につきましては、年に1回、公園遊具定期点検を実施いたしまして、修繕が必要な場合、速やかに対応するように努めております。整備につきましては、東大和市特色ある公園整備基本方針に基づき、また東京都福祉のまちづくり条例を踏まえまして整備を推進してまいります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

土木課、環境課に関しては、さまざまな取り組みで皆様から道路整備、公園の清掃に関しては喜ばれております。引き続き、よろしくお願いをしたいと思います。

答弁で、出かけやすい環境とありましたけれども、市長からですね。これ、どのようなことか、お伺いをしたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 外出のしやすい環境ということになりますけれども、1つの例などで少しお答えをさせていただきますけれども、小さなお子様をお連れの子育て世代の方々が外出される際、授乳ですとかおむつ交換、こういったものができる環境というのが、本市としましては、赤ちゃん・ふらっとなどの設置などしております。また都市建設部等になりますけれども、歩道の整備ですとか幅幅、段差の解消なども行われておりますので、こういったことを進めることによりまして、外出のしやすい環境になるというふうには考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

これ1つの例として、またさまざまなことが今後考えられると思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

続きまして、オの受動喫煙防止の取り組みの状況についてでありますけれども、この受動喫煙対策のために庁舎、市民会館の敷地内にも、また4駅、玉川上水駅、上北台駅、武蔵大和駅、東大和市駅周辺に対策を実施するというところでございますけれども、これ時期と、またどのような形態ですのか、お伺いをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 公衆喫煙所の設置の時期でございますが、時期につきましては今年度中の設置を予定しております。仕様としては、パーテーション型、こちらを予定しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） パーテーション型っていうのは、一応漏れないような、どのような、具体的にもしくはわかればお伺いしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 喫煙所にはツータイプ、2つのタイプがございます。1つはコンテナ型といいまして、もうコンテナで屋根がきちんとありまして、個室になってるタイプでございます。もう一つは、パーテーション型といいまして、周辺を通行する方に煙が行かないようにパーテーションを立てて、屋根はないタイプでございます。2メートル以上のパーテーションを立てれば、上空でたばこの煙が拡散して周辺を通行する方に支障はないということで聞いております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） わかりました。よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、私も一般質問でも取り上げておりますけれども、この条例の制定についてはどのように進めてい

こうと考えているのかお伺いします。

○環境課長（宮鍋和志君） 条例でございますが、現在概要を検討しているところでございます。今後、東京都の受動喫煙防止条例の施行を受けまして、各自治体でも条例のあり方を検討しているものでございます。他市状況を踏まえながら、時代に即した条例になるように進めたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひこれに関しては、さまざま情報収集をしながら進めていただきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

この受動喫煙防止に関して、あと1点、マナーアップキャンペーンについてでありますけれども、これも一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、4つの駅は今回、公衆喫煙所は設置されますけれども、モノレールの桜街道駅、これに関しては設置は当然、場所がないということで設置をされないと聞いておりますけれども、ここに関してはマナーアップキャンペーンを実施する必要がありますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 桜街道につきましては、議員が今おっしゃったとおり、スペースの状況から喫煙所の設置は予定しておりませんが、しかし以前から御指摘いただいておりますように、たばこの吸い殻が落ちている状況も確認しておりますので、マナーアップキャンペーンを実施する方向で、東京都たばこ商業協同組合東大和支部様と調整したいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ、お願いをいたします。あそこは喫煙所がないために、やはりかなりポイ捨てが多くなっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この1番の最後の健康ポイントの実施の考えについてでありますけれども、御答弁では高齢者を含めた幅広い世代で、健康寿命延伸に役立つ取り組みを検討していきたいとありましたけれども、これは健康ポイントにつながると思いますけれども、この健康ポイントの実施の考えはどうかお伺いをしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 幅広い世代での健康寿命の延伸に役立つ取り組みとポイント事業につきまして、御質問を承りました。

この健康寿命延伸につきましては、高齢者のみならず、その生活習慣病の予防を意識する中高年などを、幅広い世代を対象とした取り組みであるということでございます。今年度から、先ほど御質問いただいた中での答弁でもありましたけれども、東京大学未来ビジョン研究センターと協力いたしまして、リビングラボという手法を用いて、市だけではなくて、市民、企業、それから学術団体などが協力して、協働でこの幅広い世代に向けた健康寿命延伸に関する事業を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、この幅広い世代に向けたポイント事業でございますけれども、健康寿命延伸の施策の1つとして実施している自治体があるということは認識しております。ただ、その方法ですとか対象ですとか、あるいは費用対効果など検討すべき項目が非常に多うございまして、私どもとしては先ほど申し上げました、そのリビングラボという協働の枠組み、こういったことを利用しながら検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○17番（木戸岡秀彦君） これに関しては、私ども公明党会派としても、さまざまな形で質問をしてきております。この実施に関しては、市区町村ではもう今400ほど、こういった取り組みを、毎年ふえてきております。

それは自治体によって実情がさまざま違うと思いますけども、当市に合った健康ポイント制度、今回のリビングラボの取り組みによってさまざまな部分で考えられると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 幅広い世代に向けたポイント事業につきましてでございますが、こういったポイント事業につきましては、景品というものが、その健康寿命延伸活動を持続するための動機づけ、インセンティブとして機能いたします。対象となる世代が、これが非常に広がりますと、世代ごとに関心が非常に異なりますので、景品の種類も豊富なものが必要となってくるということございまして、事業予算を高額にする要素というふうに認識しております。

それから、ポイントを記録する媒体でございますけれども、例えばスマートフォンなどは、ICT機器の所持率が高い世代には適しておりますけれども、そういった者でない、そういった世代ではない方々、特に高齢者でございますけれども、そういった方々にはスマートフォンを持ってない方も多いということで、適していない要素もございます。結果として、紙媒体と電子媒体など複数の方式を用意せざるを得ないのではないかと、こういう可能性もございます。こうしたことからどのような方式がよいのか、あるいは事業目的とも関連させながら、その内容を検討していく必要があると、このように考えております。

以上であります。

○17番（木戸岡秀彦君） これに関しては、やっぱり当市の実情に合ったものを、ぜひ取り入れていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、健幸都市の実現に向けた今後の取り組み、総括をお願いをしたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 健康な体は生きがいを持ち、自立した生活で、自分らしく生活を送るための大変重要な土台というふうになると思っております。また、健康を保つためには、精神の部分も含めてでございますけども、自身の体の状態を知り、その状態に応じた適切な対応をとり、特に生活習慣を整えることは大変重要であるというふうにも認識しております。

また健康寿命の延伸につきましては、市民の皆様の幸せというものにも深くかかわってきておりまして、また議員もお話もありましたように、副次的な効果といたしまして、医療ですとか介護に要する経費の縮減、また市民の皆様の負担の軽減にも期するものであるというふうに考えております。

健康寿命の延伸を目指す、健幸都市につきましては、個人による健康づくりと社会的な支えが結びついて初めて実現するものと、このようにも考えております。そのために当然各個人の自助努力は必要でございますが、その努力を促す環境を整えることも大変重要だというふうには考えております。そのために、健幸都市宣言の準備に取り組むとともに、先ほど来から出ております東京大学未来ビジョン研究センターとの連携によりますリビングラボ、こういった手法を用いまして、多くの市民の皆様の御協力を初め、企業、団体それぞれの多くの関係者と健康づくりに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 期待をしておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

1番目の質問は、以上で終わりたいと思います。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） さまざま御答弁ありがとうございました。

1点ちょっとつけ加えることがございました。先ほど健康ポイント制度ですけれども、先ほど御答弁では当然費用とかかかるということでお伺いしておりますけれども、これ各自治体によっては特に費用もかけないで、ただ参加して賞状をもらったり、それで喜んでやっていくとか、さまざまな取り組みがあると思いますので、ただ単に費用がかかるからということではなくして、さまざまな角度から考えていただきたいと思いますので、よろしく、これをつけ加えさせていただきます。

続きまして、2番の視覚障害者のためのバリアフリー化についてでありますけれども、これに関して平成29年の第4回定例会でも質問させていただきました。当市の視覚障害者の現状についてお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 当市の視覚障害者の現状についてでございますが、平成31年4月1日現在で視覚障害による身体障害者手帳の所持者は160人で、身体障害者手帳所持者全体が2,700人程度でございますので、その約6%となります。

視覚障害の等級ですが、一番重たい1級という方が、矯正視力で、よいほうの視力が0.01以下、一番軽い等級の6級で、よいほうの視力が0.3以上0.6以下かつ他方の視力が0.02以下となっております、この中で等級が分かれています。

等級別で申し上げますと、1級が45人、2級が47人、3級が10人、4級が16人、5級が31人、6級が11人ということで、1級、2級を合わせますと92人で、比較的重度の方が多いということと、年齢別で申し上げますと65歳以上の方が104人おりました、高齢の方が約3分の2ということで、高齢の方が多いという傾向がございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） やはり高齢の方が多いということですが、ではこの視覚障害者に対して、さまざま視覚障害者に対して情報提供はどのようにしてるのか、どのようなことがあるのかお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 視覚障害の方への情報支援といたしまして、主にソフト面でございますが、1つ目は市の発行物の音声化、デジタイズ方式での音声化ないしは音声コードの添付ということで、市報や市議会だより、こうみんかんだより、ごみ排出のカレンダー等で、庁内の各部署で取り組みがなされております。

2点目といたしましては、市の公式ホームページの情報アクセシビリティの向上ということで、ホームページのリニューアルに合わせて、視覚障害者の方に向けましては、読み上げ機能に対応したわかりやすい表現に努めるというようなところに取り組んでおります。さらに総合福祉センターは〜とふるでは、視覚障害者向けのパソコンの講習会を行いまして、情報を得やすくするような取り組みをしております。

個別の対応で申し上げますと、補装具といたしまして、盲人用の安全づえの給付や、日常生活用具の給付として音声式の時計、体温計等の給付を行っております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 詳細ありがとうございました。

それでは、視覚障害者の音響式信号機の設置の取り組みでありますけれども、市長の御答弁では警察に設置要請を2カ所しているということですが、これどこなのか、これはどこからの要望なのかお伺いをしたいと思います。

思います。

- 土木課長（寺島由紀夫君）** 音響式信号機設置の要請箇所でございますが、2カ所ございまして、南街交番前交差点と、ハミングホール前交差点の2カ所でございます。平成18年度以前から要請しておりますが、両方も住宅や団地等がございますため、住環境に対する音の問題等もございまして、設置には至っていないような状況でございます。要望はどこからかということでございますが、障害者の方からの団体からでございます。以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

南街交番とハミングホール前ということですが、なかなかやっぱり音の問題ということですが、この音響式信号機の夜間の音声について、昨年11月ですけれども、音声時間が時間により停止していたため、視覚障害者が、横断歩道を渡っていた男性が、早朝、交通事故で死亡いたしました。この事故を受けて、日本盲人会連合は誘導音の24時間出す要望を全国の警察に声明を出しました。都内の信号機は、この3月末時点で1万5,852カ所、そのうち音響式信号機が2,467カ所あるとのこと。そのうち夜間停止が何と2,409カ所、率にして97.6%が夜間は音を停止しておると。24時間稼働は58カ所のみということ。

当市は唯一、東大和駅前、交差点に音響式信号機がありますけれども、これに関しては時間設定はどうなっているのでしょうか。

- 土木課長（寺島由紀夫君）** 市内には1カ所、東大和市駅前交差点に音響式の信号機がございますが、東大和警察署に確認しましたところ、日中は通常の音量で作動しているとのことでございます。ただ、夜につきましては、20時から22時までは音量が少し下がるとのことでございます。また22時から翌朝の7時までは音が出ないようにしているということで、警察署の話によりますと、やはり周囲への音の問題等もございまして、そのように対応せざるを得ないというような話でございます。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君）** 課題は、やはり音の問題というのはかなりあるのではないかなと思いますけれども。ただ、場所等によっても違うと思いますけれども、前回、私の一般質問で、各多摩地域の音響式信号機の設置箇所、4カ所ほど私も確認をさせていただきましたけど、やはり主要道路、周りに住宅がないところが主体で、信号機は設置してあるっていうのを私も確認をしました。でも余りにも、この97.6%が停止をしているっていうのは、これは余りにも多過ぎるんじゃないかなということを感じます。これに関して信号機の更新時期なんですけれども、19年と聞いておるんですけど、この音響式信号機を設置する場合、更新時期でないと設置できないのか、お伺いをいたします。

- 土木課長（寺島由紀夫君）** 警察署に確認しましたところ、信号機の機器本体の交換は19年の更新周期であるということですが、音響式にすることなど部分的な改良につきましては、要望や要請等によりまして、警視庁が必要と判断した場合には、19年という期間に関係なく実施するというところでございます。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。これに関しては19年もたたなくても、設置改良ということできるとことで認識をいたしました。

この音響式信号機ですけれども、さまざま視覚障害者の団体に私もお話を聞いたり、ここが必要だ、さまざまあるんですけど、中にはここは必要じゃないんじゃないかと、さまざま部分がありますけれども、視覚障害者に対してヒアリングが必要だと思いますけれども、これに関してはどのように捉えておるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） ヒアリングということでございますが、担当課としましては現在まで視覚障害者の方々との話し合いについては行ったことはございません。ヒアリングという形をとった場合、新たな発見もあるかと思いますが、御意見、御要望等が多岐にわたるということも考えられまして、市が御要望の優先順位をつけることも大変難しいような状況でございます。そのような形ではなく、視覚障害者の方々の中で要望内容をまとめていただきまして、その情報をいただくほうがよいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） わかりました。個々だとなかなか難しい部分があると思いますので、これに関してはまとめて要望を出すということで認識をいたしました。ぜひ当市としても、他市の状況も見ていただきたいなと思います。私がすごい気になってる羽村市が41カ所ついています。さまざま見てみると、さまざまな交差点についております。これやっぱり経過とか、やはりそういったもの、必要性があるからついていると思うんですけども、それに関してはぜひ、他市の状況もぜひ確認をして取り組んでいただきたいと思いますので、これ要望ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番目の中央公民館正面入りのホール前の点字ブロックの設置ですけれども、具体的にお伺いをしたいと思います。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 中央公民館入り口付近の点字ブロックの設置場所について——を含めてでございますが、現在の市役所の敷地内の黄色い点字ブロックから、中央公民館の玄関前のピロティ一部分、玄関のエントランスホール、1階、エレベーター及び事務室までの区間と、あと公民館ホールの入り口までの区間の設置を考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

これ設置時期については、大体いつごろと予定をしてるのでしょうか。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 点字ブロックの設置時期につきましては、今年度、中央公民館の外壁改修工事と屋上改修工事が6月から11月を予定しておりますことから、この工事期間、実施期間に合わせて設置してまいりたいと考えております。また、利用者の方々のためには、工事実施と期間等を周知するとともに、安全管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これも視覚障害者の方、大変喜ばれると思います。これは皆さんからの要望もかなりありましたので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、3番目の雨水対策についてであります。

この旧みのり福祉園の雨水対策についてでありますけれども、先ほど市長答弁では冠水が原因と述べられましたけれども、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 旧みのり福祉園周辺の雨水対策でございますが、まず現状でございます旧みのり福祉園周辺の道路が大雨時に冠水する原因でございますが、旧みのり福祉園周辺の道路排水管は、東側の市道第9号線、いちよう通りの道路排水管、大きさは900ミリでございますが、この道路排水管に接続されてございますが、大雨時にこの排水管が満管状態になると、いちよう通りが冠水するというような状況になってございます。それに伴いまして、この排水管に接続している旧みのり福祉園周辺の排水管、これは大きさは250ミリでございますが、この排水管の雨水がはけなくなって、地形が最も低い旧みのり福祉園の入り口の南側あたり

を中心に、道路冠水がするという事で推定してございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 浸水被害を軽減するのは、さまざま対策を行っておりますけれども、今までの対策について詳しくお伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 浸水被害を軽減するため、いちよう通りの浸水対策を実施してございます。これによりまして、いちよう通りに接続してございます道路の排水管の雨水をスムーズに流す対策にもなっております。旧みのり福祉園周辺の道路冠水の軽減にもつながっているものと考えてございます。浸水対策としましては、平成29年度にいちよう通りの既設雨水集水ますの浸透化工事を実施してございます。EGSM工法といたします。この集水ます17カ所で、1時間当たり23立米の浸透能力がございまして、目には見えませんが、有効な対策であるということで考えてございます。また、平成28年度と29年度でございまして、旧みのり福祉園周辺の道路排水管や雨水集水ますの清掃も実施してございまして、最大限排水機能が発揮できるように努めてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この対策をしましたが、これの効果についてはおわかりになりますか。

○土木課長（寺島由紀夫君） その効果についてでございますが、先ほど申し上げました既設雨水ますの浸透化工事ですね、こちらによりまして浸水被害の軽減が図れるということと、集水ます等の清掃を行いまして、流れをよくするという事で、そちらについても軽減が図られてるってということで考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

私も豪雨時にはこの場所に行くんですけども、このところそんなにあふれてはいないという感じなんです。なかなかこの1年ぐらい、ゲリラ豪雨はなかったのかなと思いますけども、これに関しては注意深く見ていただきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

続きまして、②の市道704号線と市道第718号線の大雨の通行対策についてでありますけれども、この旧カシオ計算機東側の704号線についてですけども、これに関しては通学路にも指定をされ、中学生の通学路にもなっております。これに関しては、大雨で冠水が発生して子供たちの通行が困難な状況が発生をしております。市長答弁では、旧カシオ計算機跡地の動向を踏まえた上で対応したいということですけども、応急的な何か対策ができないものかお伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） カシオ計算機事業所跡地の東側の市道第704号線でございますが、当該箇所は道路の西側に雨水集水ますを設置してございませぬ。そのため若干の冠水があると認識してございます。この東側の市道第704号線でございますが、道路の西側部分の半分程度がカシオ計算機の土地でございまして、道路敷として市が借用して使用させていただいてるものでございます。その借用している土地の部分には、道路構造物は一切設置しないことが、カシオ計算機からの借用の条件となっておりまして、雨水がたまる道路西側の対策が困難な状況ということとなっております。

なお、道路の東側については、開発事業等によりましてL型のブロックや集水ますを設置されてございます。そのため排水もスムーズでございまして、雨水もたまらない状況でございまして、東側を歩いていただければ通行に支障はないのかなということで考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 私も、一昨日はある程度、豪雨とまでいきませんが、雨が降ったときにも、その前も確認させていただきましたけれども、東側は何かぎりぎり通れる状況でありますけれども、今カシオ計算機が解体工事、来年の6月30日までに解体をするという、その工事にあわせてそういった検討ができないのか、お伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今後、カシオ計算機事業所跡地がどのようになるかは現時点では不明でございますが、これまで市道第704号線が周辺の開発事業で、御協力を得ながら徐々に拡幅整備されてきたという状況と経過がございます。今後も同様に事業者の方の御協力を得ながら、必要な幅員や排水機能を確保していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、ぜひよろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、2番目の森永乳業西側の市道718号線についてですけれども、これは大雨に関して部分的に道路が冠水しております。これ私が以前、豪雨時に行ったときに、車がとまっていて動けないで、運転手がいないう状況のときがありました。そういった部分では、豪雨時には通行どめになるほど冠水しております。これに関しては、道路の現状と対策についてお聞きしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） この市道第718号線でございますが、森永乳業の西側の道路でございます。この道路につきましては、道路排水管も管径が600ミリということで、少し大きいものが入ってございまして、大雨時にも処理できる大きさの管であると考えてございます。道路冠水の原因としましては、この路線において地形が低く谷状になっているような箇所がございまして、大雨時に排水処理が間に合わなくなって、この低い部分が道路冠水しているということで認識してございます。また集水ますに落ち葉やごみが堆積することも一因であるということで考えてございます。対策としましては、雨水集水ますを増設したり、排水管や集水ます、また道路表面の清掃を行うことにより、軽減されるということで考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 何とかこの冠水に関しては軽減させて、安心して通行できるようにしていただきたいとお祈いします。

これに関しては、かなり道路上、凹凸が激しい部分で、やはり自転車なんかの通行でも、かなり通りにくいというお声も聞いております。この部分というのは補修は必要だと思うんですけども、これに関してはどのように考えてるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この市道第718号線でございますが、車道が先ほど議員がおっしゃられたように、でこぼこというよりも、ちょっと波打ってるような状況が見られます。この原因につきましては、過去に、平成12年なんですけど、東京都水道局が車道を掘削して、水道局が水道管を布設しておりまして、その埋め戻し井戸の転圧不足が、年月の経過とともに舗装の一部が下がってしまったというような状況でございます。

つい先日、市のほうで部分的に舗装の補修を行っておりますが、かなり舗装が下がっていたため、車道の通行の安全確保、安全対策としまして応急的に仮復旧として補修したものでございます。舗装が下がった部分の水たまりの解消という意味で、雨水対策にもつながっているとも思いますが、主としましては車両通行の安全対策として補修を行ったものでございます。この5月に、東京都水道局と現地立ち会いを行いまして、水道局において舗装補修をしていただくことで協議が調ったところでございまして、今後きちんと補修していただくということになっているような状況でございます。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君） ぜひ、これに関しては、これも以前から私も地域の方から言われてたことですが、補修をしていただくことによって、かなり被害が軽減できるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

続きまして、4番目の交差点での交通安全対策について移らせていただきます。

市道第14号線と市道第11号線に係る芋窪の変則五差路の信号機の設置についてであります。これに関しても、さまざま一般質問で取り上げさせていただいておりますけれども、これに関しては、今後警視庁において検討するという話は以前ありましたけれども、まだ調査未定ということでもありますけれども、現状の状況についてお問い合わせをしたいと思います。

- 土木課長（寺島由紀夫君） 本交差点につきましては、東大和警察署からは、北側へ抜ける市道第11号線の道路の幅員が狭いということで、交差点用の信号機に改良することはかなり難しいのではないかと以前から聞いてございますが、市としましては平成21年度から、現在の歩行者用信号機を交差点用の信号機に改良していただくよう、東大和警察署を通じまして東京都公安委員会に要請してございます。市長の答弁のとおり、本年2月にも要請書を提出しているというような状況でございます。

平成26年度の警視庁との現地立ち会いの結果としまして、警視庁が改めて検討するというところでございましたが、この5月に東大和警察署に確認しましたところ、まだ動きはないというような状況でございます。つい先日、東大和警察署に伺いまして、その話をさせていただきまして、東大和警察署には警視庁本部にその旨を確認してほしいとの依頼を、口頭ではございますが伝えているような状況でございます。そのような状況でございます。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君） ここに関しては市道14号線が、これ一応、開通をしますます通行の道路状況がまた多くなってくると予想されてると聞いております。そういった意味では、近隣の皆様から、これに関しては小学校の通学路にもなって、危険であるから何とかしてほしいという強い要望を以前から受けております。さらに、警視庁本部に確認してほしいという要望をしたと思っておりますけれども、しっかりと確認をした上の、またその状況を教えていただきたいと思っております。これに関しては強くまたしっかりと要望していきたいと思っておりますので、お問い合わせをしたいと思います。

万が一、信号機が当然すぐには設置できないということになりますと、やはり運転者に関しても、やっぱり注意喚起が必要だと思うんですね。注意喚起に関しては幾つかしておると思っておりますけれども、市道11号線、警察署から、その部分の14号線に渡るところ、やはり横から飛び出し、自転車がまた見えない。そこには信号機がないということで、やはり今まで事故には遭ってないけど、事故に遭いそうになった、冷やっとしたケースが多発しております。そういった意味では、注意喚起の必要があると思っておりますけれども、またそこと変則五差路ですから、また右側、右側ってわからないですか。市道第740号線沿いの、これは南側からですか。それから、北道路に関しても注意喚起の対策が必要だと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

- 土木課長（寺島由紀夫君） 市道11号線を、東大和警察署から北へ向かって行く交差点につきましては、必要な対策を市のほうでさせていただいておりますが、もう一つ、北から来る740号線ですか、そちらのほうの対策につきましては、警察署のほうと協議しておりますが、なかなか対策が困難なところで、現状としましては、そこは一旦とまれってところですので、そこに看板をつけて注意して、左右を確認して渡るように

ていうことで立て看板を設置しているような状況でございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 市道11号線に関して、やっぱり強烈じゃないですけど、やはり塗装も剥げてきてる部分もありますので、ぜひさらに路面標識の追加をお願いをしたいと思います。

この市道745号線ですけど、これ道路が狭いんですけども、ちょうど出口に、角に民家、家があって、やはり樹木が、最近、多少伐採をしてありますけども、やはり見にくい。車が来たときに、やはりその14号線を通る人が見えないということで、これは事故が起きてからでは遅いと思いますので、この注意喚起を何とかわかりやすいような、路面標示でとまれ、とまれっていうのは通常、こうなるとは思いますけども、やはり別な注意喚起の看板等も取りつけていただきたいと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。これは要望としてお願いをしたいと思います。

続きまして、最後に一般ごみの収集についてであります。

①の高齢化によるごみ出し困難者の対策についてでありますけども、当市の認識と状況についてでありますけども、御答弁では、高齢化が進展し、核家族化や単身世帯の増加により、ごみを排出するのが困難な高齢者が想定されるということでした。当然そのとおりで私も思います。

国立研究開発法人の国立環境研究所の資源循環・廃棄物研究センターが2015年の6月に、自治体を対象にした、高齢者を対象としたごみ出し支援の取り組みに関するアンケート調査を行いました。これは1,137自治体が回答して、支援制度を設けてる自治体は約23%、9割の自治体が今後、高齢者のごみ出し困難がふえると回答しております。これ2000年度以降、支援制度導入がふえてきております。さらには、これはふえてくるものだと思います。これは背景には、やっぱり社会の高齢化、核家族とか地域のつながりの希薄化、また家族や近隣住民の手助けが得られない高齢者がふえてると思います。当市では対策として、ふれあい収集などをするとすることは考えられておりますけども、市長答弁でしたけれども、今まで検討されたことがあるのかお伺いをいたします。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 今のところでは、このふれあい収集につきましては、情報の収集という形でさせていただいてはおります。今後必要になるだろうという形では考えてはございますが、今の段階では他市の状況等を検討し、今そのような状況にあるということでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) このごみ出しに関してですけども、先ほど壇上でも述べさせていただきましたけども、環境省が今年度モデル事業を始めます。また、家で出たごみを集積まで運ぶことが困難な高齢者のために、自治体などが高齢者の自宅に出向きごみを回収するごみ出し支援の制度、この拡充を今環境省が考えて、これ補助金の検討もしているということで、この方針を決めたそうであります。そういうことも踏まえると、やはり私は、特に集合住宅の方の高齢者からお伺いしたんですけども、現段階で困難な方は今、3人の方のごみ出し支援をしていると。今、現状はできるけども、これが3年、5年、10年になったときにできますかと。現実、その本人もできなくなってくる。そういった意味では、ふえてくると思います。そういった意味では、もう東大和市でも、これは早目に支援対策を講じるべきだと思いますけども、この点について再度お伺いをいたします。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 今後、その高齢化っていう形でいきますと、高齢化社会、もう到来しているというふうに私も考えてございます。このような中、今後このごみ出し支援っていう話のところでは、新しい廃

棄物の排出方法だという形で考えています。これは全てにおいて、どこの自治体でも同じように高齢化社会、進みますので、今後必要な施策であるというふうには認識はしております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 認識をしていて、これからももちろんふえてくることが予想されるというよりも、これは確実にそういう困難者がふえてきます。そういった意味では、もう今からそういった対策を検討すべきではないかなと思います。近くでは立川市、小平市、八王子市などは、この支援に取り組んでおります。これは地域で支えていく部分、自治体が支えていく部分、また事業者にとってかわる部分、さまざまな取り組みがあると思いますけども、これに関しては、環境省としても取り組みをしていくということは、それだけ今後需要がふえてくるっていうあかしだと思いますので、これについてはぜひとも研究をして進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。再度、御答弁をお願いいたします。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 議員も今おっしゃったとおり、環境省においても確かに今、モデル事業という形で行うという形でございます。今後このモデル事業に関しては報告等はございます。そういったところを見ながら、調査研究等を進めていきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これは積極的に、他市の状況、環境省の状況も含めて、ぜひ確認をしていただいて、進展するように、これは要望したいと思います。

続きまして、②の最後になりますけども、収集袋のばら売りについてでありますけども、これに関しては今、日本国内の世帯は約5,000万世帯あるそうです。そのうち65歳以上の高齢者世帯が4分の1、これもう4分の1以上になると思います。さらに、その半分近くが高齢者の単身世帯になります。これはまた東大和市に当てはまると単身世帯がふえていくと思います。この収集袋のばら売りについてですけども、これは高齢の方から、例えば40リットル、これは10で800円、これ実際には、ふだんはそんなには必要ないかもしれないけども、年に何回か必要になってくる。それをまとめて800円で買うというのは、やはりかなりの負担になってくるということをお聞きしております。そういった意味では、今、取り扱ってる店舗がありますけども、そういうところに要請をして、そういうばら売りも検討できるんじゃないかと思っておりますけども、この点についてお伺いをいたしたいと思っております。

○ごみ対策課長（中山 仁君） この指定収集袋のばら売りに関しましては、小売のほうにというお話がありました。小売のほうからも、また自治体から小売のほうに、こうやってくださいという話だと、その枚数の確認、枚数の棚卸しの関係等もございまして、お願いですという形がなかなか難しいというのが実情でございます。また、小売者さんのほうでも、なかなか枚数の確認っていうのが、人件費の関係等もございまして、なかなか難しいのかなというふうに当市では考えてございます。小売さんのほうからやりたいんだけどというふうなお話でもしあれば、私たちはその中では考えていきたいと、そんなような形で考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これに関しては要望が実はあるんです。これは東口議員もさまざまな部分で、ごみについての質問をさせていただいておりますけども、高齢者に関してそういったことをしてほしいという要望があります。そういった意味では、各店舗にそういった情報がないのか、それは確認をしたことがあるんでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 今の段階では、その確認という話では、ばら売りの関係について御意見をいた

だいてるという形はありませんでしたので、今の段階では行ってはございません。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） じゃ、それでは例えば各店舗かなり多いと思いますけども、市役所の窓口だとか、商工会のほうでそういった扱いもできるんじゃないかと思えますけども、その点については検討はできないでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） こちらのほうの指定収集袋の販売につきましては、まず商工会のほうに委託をしているという形がございますので、市のほうで販売をするという形は今のところ考えてはございません。また商工会のほう、今委託をしてるというお話をさせていただきましたが、この中でどのような形ができるのかというのは、お話をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 市役所のほうではちょっと販売はしないということで、商工会が窓口となってる部分もありますので、ぜひ商工会に関してもその分もお話をさせていただいて、こういう要望があるけどもどうなのかっていうことを、ぜひ検討していただきたいと思えます。やっぱり高齢化が、特に日本はどんどんどんどん進んで、超高齢化社会になって、そういった部分がふえてきます。健康寿命延伸ということもありますけれども、やはり年をとれば腰も痛くなるし膝も痛くなる。やっぱり動きにくくなる。そういう状況の方が当然ふえてくるわけでありまして。そういった意味では、買い物に行っても、先ほど言ったように、40リットルが800円、これは1年に数回しか使えない、これは買えない。そういった部分でも、やはり1人の声に、ぜひお答えをしていただきたいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 川 元 君

○議長（中間建二君） 次に、20番、大川 元議員を指名いたします。

[20番 大川 元君 登壇]

○20番（大川 元君） 通告に従い、一般質問を行います。議席番号20番、やまとみどりの大川 元です。

1、東大和市の特別養護・有料老人ホームについてです。

このことについては、マスコミによる熊本県八代市介護老人保健施設アメニティゆうりんの報道、有料老人ホームサニーライフ北品川の報道等により、今、日本国内で関心が高まっております。東大和市においては、特別養護老人ホーム、有料老人ホームについて、どうなのかということについて。

1、利用者について。

ア、利用状況について。

イ、今後の需要の見込みについて。

ウ、事故等について。

エ、虐待発生時の対応についてお聞きしたいと思います。

2番、職員について。

ア、職員の待遇について。

イ、労働環境についてお聞きしたいと思います。

そして、2点目についてですが、東大和市の訪問看護・介護について。

このことについては、日本全体的に高齢化社会、ストレス社会が進行しており、これから問題がどんどんどんどん進行していくと思います。東大和市の訪問看護・介護についてはどうなのかということについて。

1、利用状況について。

2、今後の需要の見込みについて。

3、事業所の整備についてお聞きしたいと思います。

済みません。②のイのところ、労働環境の改善についての「改善」が抜けておりましたので、つけ加えさせていただきます。

そして、戻りまして、3、事業所の整備について。

以後の質問については自席にて行わせていただきます。よろしく申し上げます。

〔20番 大川 元君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームの利用状況についてであります。市内には特別養護老人ホームについては5施設、有料老人ホームについては、介護給付の対象となる特定施設入居者生活介護の指定を受けているものが3施設ございます。特別養護老人ホームについては、5施設の合計定員は380人であり、稼働を休止しているは～とふるの一部を除いて、おおむね満床となっております。一方、有料老人ホームにつきましては、3施設の合計定員は179人であり、利用率はおおむね9割以上であります。

失礼しました。9割じゃなくて8割です。8割以上であります。

次に、今後の需要の見込みについてであります。国は地域包括ケアシステムに基づき、要介護状態の高齢者においても、住みなれた地域で生活を継続することができるよう、在宅生活の支援に力を入れております。一方、総人口は減少してきているものの、高齢者人口はしばらく増加することが見込まれており、また団塊の世代が後期高齢者になる令和7年度以降は、在宅生活を継続することが困難な高齢者の増加も見込まれるところであります。このため、今後、施設整備の需要は高まっていくものと考えております。

失礼しました。このため、今後、施設サービスの需要は高まっていくものと考えております。

次に、施設における事故等についてであります。市内の施設で利用者に何らかの事故等があった場合には市に届け出ることとなっております。平成30年度における届け出数につきましては、特別養護老人ホームで37件、有料老人ホームで27件となっております。

次に、虐待発生時の対応についてであります。施設における虐待につきましては、利用者の家族や介護従事者からの通報によるものが多いものと認識しております。このような通報を受けた場合、市は関係情報を収集し、必要に応じて施設における聞き取り調査等を行った上、職員で構成する調査委員会における審議を経て、虐待の認定などを行うことになっております。虐待認定となった場合は、監督権限を有する東京都に報告した上、東京都の調査に協力するものであります。また、東京都は指定の取り消しや業務停止など、事案に応じた対応を行うこととなっております。

次に、施設の職員の待遇についてであります。施設の職員の給与など処遇につきましては、その事業者の経営方針に密接に関係した問題で、基本的には事業者の考えに基づいて、その内容が定まるものと認識しております。なお、国は介護人材不足への対応の一環として、職員の処遇を改善するため、令和元年10月に消費税を財源とした介護報酬改定を予定しております。この措置により、職員の処遇改善が進むものと考えておりま

す。

次に、労働環境の改善についてであります。介護現場におきましては、施設の改修、ICTやロボットなどの導入により、職員の負担軽減に向けた取り組みが進められており、また職員が安心して働けるよう、国によるハラスメント対策マニュアルが制定されるなど、職員の労働環境は徐々に改善されてきているものと認識しております。なお、労働環境の改善につきましても、基本的には事業者の所管する事項であると考えておりますが、介護人材不足が課題として挙げられる中、職員の定着率とも密着に関連する問題であることから、市としては適切な保険給付を通して介護事業所における労働環境の改善が進むことを期待しております。

次に、訪問看護及び訪問介護の利用状況についてであります。訪問系サービスについては市外の事業所を利用する割合も高く、平成31年3月における給付費で計算しますと、訪問看護で3割弱、訪問介護で4割弱の方が市外の事業所を利用しております。このためその利用状況については、市内外の事業所を合わせた延べ人数、利用人数で申し上げますと、訪問看護が348人、訪問介護が552人という状況であります。

次に、今後の需要の見込みについてであります。国の進める地域包括ケアシステムにおいては、在宅生活を支える訪問系サービスは重要であり、訪問介護及び訪問看護は、今後も一定の需要があるものと考えております。特に訪問看護については、医療的ケアを受けながら在宅生活を選択する高齢者の増加が見込まれますことから、その必要性は高いものと考えております。

次に、事業所の整備についてであります。平成30年度におきましては新たに訪問看護事務所が2カ所、訪問介護事業所が1カ所、開設されました。今後、在宅生活を支援するサービスの需要の高まりに応じて、訪問系サービスの事業所を整備する必要性も高いものと思われま。このことを踏まえ、施設整備について検討を進めるとともに、介護保険運営協議会や市民の皆様の御意見を伺いながら、第8期介護保険事業計画の策定において適切に反映してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○20番(大川 元君) 1の利用条件です。1のAについて再度お聞きします。

老健に関しては満床に近いところで答弁いただきましたが、有料老人ホームにつきましては、利用率はおおむね8割以上だというふうに回答いただきました。居宅、この有料老人ホームとかの需要が今後上がっていくというふうにおっしゃられてる中で、なぜ8割なのかについて、市としてはどう考えているかについてお聞きしたいと思います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 有料老人ホームの利用率についてでございますが、有料老人ホームにつきましては、特別養護老人ホームや介護老人保健施設——老健とは違いまして、福祉施設ではなく、高齢者の住まいということでございます。その運営主体も、株式会社が認められるなど、かなり民間の手法が入っております。その利用率が、現在8割程度だということの理由でございますけれども、これにつきまして私ども正確には把握しておりません。ただ、結構全国でこの建設が進められておりますので、そういった需要と供給のバランスの中で、このような割合になったというふうに認識しております。

以上であります。

○20番(大川 元君) ありがとうございます。

そして、1のイですね、今後の需要についてなんですけれども、団塊の世代が後期高齢者になる令和7年度以降は、在宅生活を継続することが困難な高齢者の増加も見込まれるところでありますと答弁いただきました。

けれども、これについて市としてはどのような取り組みをしようと考えているのかについて、お聞きしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 令和7年、2025年問題というふうに言われておりますが、これは団塊の世代が、全て後期高齢者、75歳以上ですけれども、この後期高齢者になる年代だと言われております。そしてこの75歳を超えますと、身体においてさまざまなふぐあいが生じまして、要介護認定率ですとか、あるいは認知症の発症、それから医療も、複数の疾病を抱えて医療サービスを受けると、こういうような状況がふえてまいります。

私どもとしては、こういった状況を踏まえながら、今後、制定いたします第8期事業計画、あるいはそれ以降の事業計画において、必要なサービスを見きわめて、適切に計画に反映して対応してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） ありがとうございます。

1のウについてなんですけれども、事故等についてですね、老健における監督責任は東京都にあるが、熊本県八代市アメニティゆうりんのように、県からは是正勧告を受けても改善しない場合、監督責任が東京都にあっても東大和市にある施設ですから、東大和市では何かしないのかということが、今マスコミの報道等で問題になっております。このような場合、東大和市としてはどのように対応していくのかについて、お聞きしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市は介護保険法上は保険者と位置づけられておりまして、事業者が被保険者に適正なサービスを提供した場合に、保険給付として介護報酬を支払うと、こういう立場でございます。議員が例示で挙げました施設につきましては、これ介護老人保健施設、いわゆる老健でございますけれども、こういう介護老人保健施設でございますが、東京都におきましてはこの老健の監督は東京都知事が行使いたします。したがって、施設運営上、何らかの不適切な事実が判明した場合には、東京都が監督権限を行使するというような形になっております。

なお、市の区域内の施設につきましては、入所者の多くが市民であることが想定されております。このため不適切な運営が入所者に提供されるサービスにおいても、何らかの影響を与えるということもありますので、私ども保険者としては、施設運営の適正さにつきましても、これを求めていきたいと、このように考えております。このため東京都の指導監査に同行するなどして、必要な情報の収集を図り、東京都と連携して適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 再度、1のウについてなんですけれども、申請があれば介護報酬を支払う立場であったとしても、機械的に支払い、何か問題があった場合に、市が責任をとらないでは市民が納得しないと私は考えます。また、その際に返還請求を行うということなんですけれども、何か問題があってから返還請求を行うというのでは、後手に回って印象を市民に与えるのではないかと考えるんですが、どう思われますか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 現在の介護保険法におきましては、施設の監督権限は都道府県知事、それから保険給付は市町村というふうに区分されております。このため、市はあくまでも適正な保険給付を通して住民福祉の向上を図る立場にあるということでございます。このため事業者に対する関与も、この保険者たる地位で、立場で行うということでもあります。

なお、仮に東京等が保険給付の算出の基礎となる加算項目の不存在ですとか、あるいはそもそも保険給付の

前提となる指定、これを取り消すというようなことがあった場合には、市としてはその事実に基づきまして、その間、給付されました介護報酬の返還を求めるものであります。

さらに、偽りその他不正の行為、これは介護保険法の22条の3項にあります。この要件で保険給付を受けていると。こういうことが判明した場合には、事業者に対して返還請求する額を、支払った額の1.4倍、140%にして請求をすると、こういうペナルティーを科すこともできます。このように保険者たる立場、これを踏まえながら法の定める措置を適正に行使してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） この問題につきましては、何ていうか非常に今熊本のことがありまして、問題になっておりますので、市としても今後もしっかりと取り組んでいただきたいと、そのように要望しておきます。

そして、1のエなんですけれども、虐待発生時について、サニーライフ北品川で入所者が暴行に遭い亡くなった事件が発生しました。サニーライフでは、看護師が夜間常勤されておらず、救急搬送されるまでの間、医師、看護師の診察が行われなくて、当時、施設には介護士さんしかいなかった。介護士さんでは、ちょっと医学的な専門知識がなく、内臓出血が死因だったんですけれども、内臓出血に気がつかなかったと思われそうですが、市としては現在の東大和市にある有料老人ホームの夜間医療体制について、どのように考えているのかお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 有料老人ホームの夜間の医療体制についてでございますけれども、有料老人ホームにつきましては、老人福祉法を根拠に設置された高齢者の住まいというふうに位置づけられております。その監督権限は都道府県知事が行使するとともに、国はその指導基準として有料老人ホームの設置運営標準指導指針、これを定めております。この基準によりますと、医療職に関しては次のような定めがあります。

まず看護職員でございますけれども、これは入居者の健康管理に必要な数を配置することというふうに定められております。この看護師につきましては、その配置が困難な場合には、准看護師の充当が可能であるというふうにも定められております。さらに入居者の実態に即して、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置することと、こういうふうに定められております。

このような内容でございますので、この基準につきましては、事業者の裁量の幅が非常に広いというふうに認識しております。事業者がこの基準をどのように解釈して、現実にはどのような職員を配置するかにつきましては、これは事業者の経営上の問題でありますので、市としてはその問題に積極的に関与することは難しいというふうに認識しております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 答弁ありがとうございます。

その虐待についても、今おっしゃられたような、事業者の裁量によるということもわかるんですけれども、暴行事件が、そういった目にわかる虐待以外にもですね、私が聞くところによりますと、糖尿病の利用者がいて、インシュリン投与が食後に必要だということで、それで朝・昼・夕のインシュリンを、医師の指示によって決められた量を投与してるんですね。ですけど、家族が面会に行ったときに、要するに残量を考えたら、明らかにその医師の指示どおりのインシュリンが投与されてないってなると、そうすると結局、その職員、施設のほうがかちんと健康を管理するっていう責任があるにもかかわらず、きちんとそのインシュリンを投与してなかったっていうことが疑われます。インシュリンっていうのは、非常に糖尿病の患者さんにとって見たら生命にかかわる問題ですので、虐待っていうのもそういう職員がわざと、何ていうか過失って部分もあると

思いますけれども、故意で暴行であったりとか虐待をしなかった場合に、そういった家族から市が、こういった形でちょっと今、生命だったり健康を脅かされてるといった通報があったときにはどうするかについて、お聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 施設における虐待の通報があった場合の対応でございますけれども、高齢者虐待防止法に基づきますと、施設虐待の第1次的な対応というものは市町村が行うということでございます。このため私どもとしては、必要な情報収集、関係機関と、それから施設自身から情報収集をいたしまして、もし虐待の疑いが濃厚であるということであるならば、監督権限を有する機関、東京都内でおきましては東京都知事でございますけれども、東京都のほうに連絡をして、必要な対応をとるよう連携して対応するというところでございます。

以上であります。

○20番（大川 元君） そうしましたら、そういった形でインシュリンの残量が、要するに医師の指示どおり行われてないというふうな形で通報があった場合というのは、市の場合はきちんとその施設に対して、聞き取り調査を行うということによろしいでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 議員御指摘のとおり、私どもがまず第1次的に対応するというところでございますので、必要な情報収集、それから東京への連携を行うということでございます。

以上であります。

○20番（大川 元君） ありがとうございます。

虐待の問題は、今施設を利用する家族が一番やっぱり関心を持つところですので、今市としてはきちんと対応していただけるという答弁いただきまして安心いたしました。

それで、次が通告の2番の職員についてですね、職員の待遇についてのほうに移らせていただきたいと思えます。

私が考えるにサニーライフの北品川の事件というのは、虐待なんですけれども、その虐待という側面以外に施設の人員不足による過剰な勤務体制による劣悪な環境が、その職員のストレスになり、そういったストレスから暴行事件を起こした。そのように、私、現場で看護師として働いておきまして、そういった部分もあるんじゃないかというふうに考えております。こういった劣悪な労働環境の改善がない限り、根本的な問題解決にならないのではないかと考えるんですけれども、その点についてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま議員のほうから、北品川の有料老人ホームの事件のことが指摘されましたけれども、私どもとしては事件の細かいことはちょっと詳細不明でございますので、あくまでも一般論でお答えいたします。

介護人材不足ですとか、あるいは労働環境の悪化というものは、さまざまところに影響を与えております。このため介護人材の確保ですとか労働環境の向上ということが、大切な問題であるというふうに認識しております。国は外国人材の登用で、介護職員の増、総数の増加を図っており、また介護ロボットの導入による職員の負担軽減を進めております。さらに、ことしは10月から消費税を財源とした介護報酬改定、これが予定されております。この改定におきましては、勤続10年以上の介護福祉士の平均月額報酬というものを8万円増額するという、そういう効果があるというふうに言われております。

私ども市としては、先ほど御説明いたしましたとおり保険者でございますので、この報酬改定について適切に対応いたしまして、改定後の介護報酬の支払いを円滑に行うと。こういうことで、介護事業所の職員の処遇

が改善され、介護現場における労働条件の改善、あるいは介護人材確保、これに寄与するものと考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 私自身も看護学校を卒業して、病院に勤務し始めたときってというのは、非常にまだなれない部分もあって、点滴1つ、結構今だったらもう大分なれてきましたので、5分、10分で終わる作業ってというのが、20分、30分かかるってということもありました。

この事件に関しては、介護士さんが事件を起こしたのは28歳の若い方なんですよね。何で、まだ職場の環境にもなれてなくて、なおかつ人員不足の中で、こういった虐待の事件を起こしたってというのは、私としては、28歳ですからこれから30年、40年、その介護の現場でしっかりと頑張っていっていただかなければいけない人材が、そういったちょっと劣悪な環境が、一因によって活躍できなくなったってということについては非常に問題だと思いますので、引き続き市においては、そういった劣悪な環境を改善できるように取り組んでいただきたい、そのように考えております。

次、2番のまたその待遇についてなんですけれども、介護人材不足は、東大和市の取り組みとはまたちょっとあれなのかもしれないですけども、23区の都内のほうが、やっぱりちょっと給料、賃金がよくて、東大和市から時給の高い23区内に、施設に通勤されてる方が結構いらっしゃるといふふうに私は聞いております。なのでそのことについて、やっぱり賃金に差がありますと、やっぱりなかなか東大和市の方が、東大和市で働いていてくれないのではないかというふうに考えているんですけども、どう考えているかについてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護施設における賃金の問題を御質問いただきました。事業所、介護事業所の職員に支払われる賃金の問題につきましては、これは事業者の経営上の問題でございますので、市としてはこの問題に積極的に関与するという事は、なかなか難しいというふうに認識しております。

なお、事業所に支払われる介護報酬ですね、この介護報酬の算定の基礎に報酬単価というのがありますけれども、この報酬単価につきましては、地域区分による加算というものがございます。その割合を高めるように、市長が国に働きかけるなどの努力をした結果、平成27年度から4級地というものに引き上げられまして、加算割合が従前5%だったものが12%になっております。

このことにより、介護事業所に支払われる介護報酬の増額にも、私ども貢献したものであるというふうに認識しております。また、先ほども御説明いたしましたが、ことし10月から消費税を財源とした介護報酬改定も予定されております。市としては、この報酬改定について適切に対応して、改定後の介護報酬の支払いを円滑に行うことで、介護事業所の職員の処遇改善に寄与するものと認識しております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 引き続き、給料の問題というのは非常に大きな問題ですので、市としては何かうまい対策はないかについて考えていただきたい、そのように要望して次の項に移ります。

次、2番のイの労働環境の改善についてなんですけれども、4月10日に厚生労働省は、介護現場のセクシャルハラスメント対策マニュアルを発表いたしました。今、日本全国で今まで病院や施設において、事業者であったりとか、患者さん、利用者さんから、その職員が何ていうかパワハラであったりセクハラ受けるってことについては、給料のうちに含まれてるんだから受忍すべきだっていうふうな、そういった考えがあったんですけども、ようやく国がそのことについて、やっぱり労働環境を改善しないと、介護現場の人材不足が解

消しないんじゃないか、そのように考えてこういったマニュアルを制定いたしました。

私としましては、国がそういった動きをしておりますので、東大和市においても国と連動して、きちんとパワハラやセクハラ対策をしていていただきたい、そのように考えておりますが、どのように考えておりますか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ことしの4月に、厚生労働省が介護現場におけるハラスメント対策マニュアル、これを策定いたしました。国はこれまでも介護事業所に限らず、全産業を対象にした職場におけるハラスメント対策マニュアル、これは平成29年でございますが、これを策定しておりますけれども、このほど策定されたものは介護の現場に特化したものであります。これは利用者、あるいはその家族から、職員に対する身体的、精神的な暴力、あるいはセクシャルハラスメントですね、セクハラと言いますが、こういったことが少なからず発生しております、国としても対策が必要という認識で策定されたということでございます。

これまで利用者等からのハラスメントにつきましては、介護職員にとって議員もおっしゃるように受忍すべき問題ということで、なかなか表面化していなかったというふうに言われております。こうした問題を正面から取り上げて、マニュアルというものができたことは、これまで職員個人が抱えていた問題を、職場の問題として位置づけることを意味しております、私どもとしては評価しております。また、職場環境の改善というものは、職場定着率の向上にも寄与いたしますので、介護人材確保においても役立つものというふう認識しております。

以上であります。

○20番（大川 元君） このセクシャルハラスメント対策マニュアルは、今現場で働いている人材の方のみならず、これから厚労省は外国からの人材も日本に積極的に取り入れていくと言っております。ですんで、日本人が働きやすい環境を確立しなければ、こういってはなんですけど、外国の方はなお定着しないと思います。

そして、また外国の方との文化の差が、仮に施設の職員間での摩擦であったりとか、何ていうかすれ違い、そういったことになりますと、職場がぎすぎすして、そのぎすぎすしたことによって、その施設の利用者さん、そういった方に影響してくるとかもありますので、市としては引き続きこの動向を注視してしっかりと取り組んでいていただきたい、そのように私は要望しておきます。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（大川 元君） 午前中に引き続きまして、よろしく願いいたします。

そしたら、2番に入ります。東大和市の訪問看護・介護についてですね。

2番の1、利用状況についてなんですけれども、先ほど市長答弁で訪問系サービスの需要が高まっていく中で、今後施設の増設等、必要としていくというふうにおっしゃったんですけれども、施設を増設するにしても訪問介護や訪問看護っていうのは、資格がある方が施設を開設しないといけないということで、去年も施設の開設があったというふうにお聞きしたんですけれども。ただ、私もそうなんですけれども、看護師として看護の知識は有してるんですけれども、いかにせん経済であったり経営とか、そういったちょっと、もし施設を開設するとしたら、その開設する上で必要なそういう経営の知識がちょっと不足しております。そういうちよっ

と専門知識はあるんだけど、経営の知識、そういった法律の知識とか、そういったのをちょっと不足しているような場合、でも施設はやっぱり必要だっていうふうになるわけですけども、そういった施設を開設していただかなければいけないときに、その専門知識を有してる開設のサポート、それを市としてはどのようにやっていくか、それをちょっとお聞かせください。よろしくをお願いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 訪問系のサービスの事業所における経営的な問題の支援ということでございますけれども、私ども市のほうでは包括連携協定というのを結んでおりまして、民間事業者の力を活用した施策というのも実施しております。この手法で、例えばセミナーを開催して、市内の介護事業所の運営の支援というところを行うことも可能となっております。ちなみに、昨年度、平成30年度におきましては介護人材不足、これ意識したテーマとして職員の採用の強化ですとか、あるいは定着率の向上、それから職員の早期の育成システムですね、こういったことに着目したテーマのセミナーを開催いたしました。セミナーのテーマにつきましては、介護事業所のコンプライアンスですとか、あるいは虐待防止、事故発生時の賠償問題ですとか労働問題に対する法的対応など、施設経営における課題解決に役立つものが用意されております。介護事業所が適正に事業運営できるよう、今後も適正なテーマを選択いたしまして実施してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 市として今、御答弁ありがとうございます。それだけでは、私自身は決して十分だとは思わないんですけども、市としては今後もサポートしていくというふうにおっしゃっていただきましたので、さらなるちょっと取り組みをよろしくお願ひいたします。要望いたします。

そして、2番の2ですね、今後の需要の見込みについてなんですけれども、私が聞くとところ訪問の回数が制限されていたり、市民に対する必要なサービスと実態、やっぱり人間ですからバイオリズムがありまして、1年のうちでどうしても季節の変わり目が調子悪かったり、気候がいいときは安定してるけれどもってところで、ちょっと調子が悪いときに訪問の回数をふやしたくても、なかなか訪問の回数をふやすことができないとか、そういった声を聞くんです。ですので市としましては、そういった利用者さんの実態に合わせて、サービスを運営できないものかということについて、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願ひいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま訪問の回数のごことで御質問いただきました。介護保険法は、その目的として自立支援、あるいは重度化防止ということでございます。そのため私どもとしても、この目的に適合した給付を目途としておりまして、その適正化のためにケアプランの点検ですとか、あるいは訪問介護の回数のチェックを行っております。市といたしましては、介護保険法の目的を踏まえて、本人の自立支援、あるいは重度化防止に資する保険給付、これが適切に提供されるよう、またその対価である介護報酬が速やかに支払われるよう努めているところでございます。

以上であります。

○20番（大川 元君） 今御答弁ありがとうございました。

私としましては、そうはいったところで制度の限界があるとは思いますが、今言いましたように、人間ちょっと季節によって調子が悪い、いいのは当たり前ですので、今後の時代の流れに応じて臨機応変に対応していただきたい、そのように要望いたします。

続きまして、2の3の事業所の整備についてなんですけれども、私、看護師やってまして、やはり私の周り

もそうなんですけれども、女性の場合はちょっと育児等のために一旦職場を離職したりであったり、病院を退職されるという、そういった方とか、もしくは施設を退職されるっていう方がいるんですけれども、育児が落ちついたりちょっとその退職した要件が改善したら働きたいっていう方も多数おられます。そういった、もう一度働きたいっていう方たちが、また働いていただかないと、私は医療、福祉の現場での人材不足というのは解消されないというふうに考えております。その整備していく上で、そういった今離職してこれから働きたいというふうな希望を持たれているその人材が、今東大和市内にどのぐらいいるのかについて、市が把握しておりますらお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市におきましては、現在のところ介護福祉士などの有資格者で、現に介護の仕事についていない、これを潜在的介護福祉士と呼ぶそうでもありますけれども、こういった潜在的な介護福祉士を把握する手段というものは有しておりません。しかし、国におきましては、資格取得者が離職した場合の届出制度、これを設けております。この制度は、介護の有資格者が離職した場合に、都道府県ごとに設けられております福祉人材センター、こちらに登録するよう努力義務を定めておりまして、介護福祉士のみならず、実務研修者の研修の履修者、あるいは初任者研修の履修者なども登録対象にしております。

なお、保健師や看護師、あるいは准看護師等につきましても、仕事についていない方の登録制度というのは国のほうで用意しております。こうした制度の周知を図りながら、介護事業所における人材の供給に寄与してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。

周知だけだと、ちょっと若干、そういったことについて知らなかったっていう声もありますので、何らかの形で、より一層強い取り組みができるようでしたら、今後よろしく願いいたします。それは要望ですね。

続きまして、事業所の整備についてなんですが、引き続き事業所整備していく上では人材が必要なんですけれども、その人材育成のための奨学金を支給する等などしている自治体も見られますけれども、東大和市においてはその辺のことはどうなっているのかについてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 人材育成のための奨学金制度でございますけれども、市としてはこの介護人材不足の対策として、奨学金等を支給するような事業は現在のところ実施しておりません。

なお、東京都におきましては、介護職員奨学金返済育成支援事業というのをやっております。この事業は、介護の現場で働いている新卒者で、現にその奨学金の返済をしている、そういう新卒者ですね。その方に対して、奨学金返済金の相当額を手当として支給している介護事業者、この事業者を支援する事業であります。月額5万円、それから年額でいうと60万円を上限に、事業者に補助金を交付するという事業であります。

このほか東京都の介護人材確保対策事業というものございまして、これも人材育成に関する事業でございますけれども、この事業におきましては、職場体験、あるいは就業促進ということを行うとともに、資格取得の支援というものを行っております。これは都内の介護事業所への就労を希望して、職場体験というものを行った学生ですとか主婦、あるいは元気な高齢者ですね、こういった方々に対して、無料の介護職員初任者研修ですとか、あるいは生活援助従事者研修、こういったものを実施するというものでございます。このような資格取得の支援につきまして、私どもとしては適切に周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。

周知を徹底していくというところでですけども、その周知を徹底していく上で、市が主体となって資格取得を進める、例えばその説明会とか、そういったものを開催する予定はないのか、そのことについてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま説明会等の実施はないのかという御質問いただきましたけれども、市が実施している事業といたしましては、総合事業の緩和型の訪問サービス、これに従事することを想定いたしました認定ヘルパーの養成講座というのを行っております。この講座の修了時において、市内の緩和型の訪問介護事業所の紹介の時間を設けておまして、講座の修了者の就労に配慮しているということでございます。

なお、訪問介護あるいは訪問看護につきましては、具体的な取り組みというのは行っていませんけれども、他市の状況ですとか、あるいは保育士など、他の職種に関する取り組みなども情報収集いたしまして、どのような取り組みが可能か研究してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 今後検討されていくということで、より一層の取り組みを求めます。

私がこの2番の質問、全体的に感じて印象なんですけれども、やはりこれから施設を増設していかなければいけないということに対して、ちょっと市のサポート力が若干、今のままでは弱いんじゃないかなというふうに考えているんですけども、これから具体的にどこの部分に強くサポートに力を入れていくか、そういったところ、ほかの自治体と比べ、ちょっとその特色等を出していくとか、そういった予定がございましたらお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほどから介護人材不足に関する御質問を多く頂戴しておまして、私どもとしてもさまざまな取り組みを検討しているというところでございます。ことしから第8期の事業計画の準備行為に入りますが、こういったところでさまざまな保険給付の給付料というものを調べなければなりません。その際に、どのサービスがこれから必要なのか、そういったことも当然見きわめる必要がございますし、そういった需要の高いサービスについて、介護人材不足に資するような施策がないか、そういったものを研究してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） そういった市としての方向性については理解しました。その点につきましては、私も専門知識を有する看護師として、自分自身が世の中のために役に立ちたいということで、意欲はあるんですけども、なかなかほかのいろんな知識が不足して、自分がどうすればいいかっていうことが、なかなか具体的に行動できないという部分がありますんで、そういった声を、私の周りの看護師や介護士の方から聞いております。その点につきましては、これから高齢化社会で私はきちんと市が方向性をつけていっていただいて、それで意欲ある人材が活躍しやすい、そういった東大和市をつくっていただきたい、そのように私は考えております。

ですので、最後になるんですけども、私自身も看護師として、東大和市にそういった専門知識を有する高齢化社会に有為な人材、そういったものがきちんと職場に定着して、それで意欲ある、さらに奨学金のことも聞きましたけれども、若い世代が東大和市で資格を取得して、東大和市で活躍していき、これから30年、40年、東大和市で働いていただける、そういった適切な環境が整備できて、きちんとしたよい市になっていく、そういったことをできればと思いますので、そのことを市に要望いたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（中間建二君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、子育て支援について伺います。

現在市では子ども・子育て支援計画の改定とともに、子ども・子育て未来プラン策定に向けて検討がなされています。そのために、昨年度、子ども・子育て支援ニーズ調査を行い、結果をまとめていただきました。回収率が前回よりも高く、自由意見も非常に充実していて、市民の子育てへの関心の高さがうかがえます。また、今回は中高生にもアンケートをとることで、子供たちの意見を聞きとっていただいたことを高く評価します。

同時に、この結果をいかに次の計画や施策へと反映させていくかが問われています。特に共働き世帯が子育てしやすいまちという評価を受けている本市としては、男性も女性もこのまちで暮らし、働き、子育てをするという点において、どちらか一方に過度な負担がかかったりせず、楽しく充実した日々を送れるように、子育てを応援したいと考えます。

そこで、今回子育て支援について大きく2点質問いたします。

①子育て支援におけるジェンダー平等について。

ア、子ども・子育て支援ニーズ調査の結果における男女格差について、どのように捉え、今後の計画に反映させていくのか伺います。

イ、男性の育児休業取得について伺います。

2点目は、虐待の対応について伺います。

ここ1年の間にも、全国的に虐待による事件が続いています。兆候を見逃して命が奪われることのないよう、さまざまな部や機関の連携が必要と考えて伺います。

ア、児童虐待の背後にDVが影響している場合がありますが、当市で虐待対応とDV被害相談との連携と支援体制について伺います。

また、虐待を未然に防ぐためにも重要な役割を果たすと私は考えますが、子ども家庭支援センターの心理相談業務が今年度から委託されました。そのことについて伺います。

次に、産業振興について伺います。

今議会初日の所信表明において、尾崎市長は次のように述べられました。観光イベントとして、うまかんべえ～祭の開催や、多摩湖や狭山丘陵などの地域の魅力の活用など、観光施設の推進と農業・商業・工業のさらなる発展につながる産業振興の充実を図ってまいります。そのように述べられました。そこで、市の産業振興について、今回大きく分けて3点お伺いします。

①うまかんべえ～祭について。

ア、市として来場者の動向をどのように分析しているか。

イ、うまかんべえ～祭をどのように産業振興につなげていくのか。

②多摩湖周辺の活用について。

ア、東京都水道局官舎跡地の検討状況と今後について。

イ、多摩湖や旧吉岡邸など観光資源と商業の連携について。

③創業チャレンジ施設について。

ア、施設運営者の選定方法について。

イ、公募の結果と今後の施設運営について。

最後に、避難所への太陽光パネル設備導入について伺います。

非常用電源として大いに見直されている再生可能エネルギーの活用として、特に今回は災害時に避難所となる施設への導入のお考えを伺います。

ア、一時（いつとき）避難所としての小中学校への太陽光パネル設備の設置について。

イ、二次避難所としての福祉施設等への太陽光パネル設備の設置について。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問につきましては、自席にて行いますのでよろしく願いいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、子ども・子育て支援ニーズ調査結果における男女格差についてであります。平成30年度に実施しました子ども・子育て支援ニーズ調査につきましては、調査に回答していただいた児童の保護者の大多数が母親でありました。また、育児休業の取得状況におきましては、父親と母親で大きな差がありました。現在、子ども・子育て支援ニーズ調査結果につきましては分析をしているところであります。今後、課題等を抽出し、子育て家庭が安心して子育てができる切れ目のない支援体制の構築を目指し、市を取り巻くさまざまな状況を勘案しながら、より効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、男性の育児休業の取得状況についてであります。市役所における男性職員の育児休業につきましては、平成30年度に新たに取得対象となった15人のうち8人が取得をしました。取得率は53.3%で、平成29年度の取得率7.7%に比べて大幅にふえております。

次に、児童虐待の対応とDV被害相談についてであります。子ども家庭支援センターが児童虐待相談の中でDVの被害を把握した場合につきましては、警察や児童相談所等の関係機関と連携して対応を行っております。

次に、子ども家庭支援センターの心理相談業務委託についてであります。業務委託の内容につきましては、週2回、水曜日と金曜日、月に1度は土曜日に午前8時45分から午後5時15分まで、子ども家庭支援センターの相談室で予約による相談を実施しております。

次に、うまかんべえ～祭の来場者の動向についてであります。来場された皆様には、年齢層や交通手段などを項目といたしましたアンケート調査への協力をお願いしており、この結果に基づきまして来場者の動向を分析しております。

次に、うまかんべえ～祭を産業振興につなげていく仕組みについてであります。グルメコンテストでは、市内事業者の出店数も増加しており、特に入賞メニューにつきましては、祭り終了後も自身の店舗で販売を継続している事業者もふえております。また、市内事業者を中心とした協賛出店でも、祭りでの売り上げを伸ばしております。このように市内事業者が祭りで売り上げを伸ばすことが、その後の販売促進への波及効果となり、産業振興につながっていると考えておりますので、引き続きホームページや観光マップ等を活用して、積極的に入賞メニューを紹介してまいります。

次に、東京都水道局が保有する用地の検討状況についてであります。当該用地につきましては、東京都水道局から東京都が進めます待機児童解消に向けた緊急対策に基づき、都有地を活用した保育所等の整備について、市に対して利活用の紹介がありました。市におきましては、当該用地を活用しました保育施設の整備に向けて、現在、東京都と調整を行っているところであります。

次に、多摩湖や旧吉岡邸など観光資源と商業の連携についてであります。ことしで3年目を迎える狭山丘陵観光連携事業では、平成30年度に多摩湖周辺の観光資源の洗い出しを行うとともに、商工会や狭山丘陵周辺地域の事業者からのヒアリングや、事業者同士の意見交換会を実施いたしました。こうした取り組みを踏まえ、観光資源と商業の連携につきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、創業チャレンジ施設運営者の選定方法についてであります。創業チャレンジ施設は活気ある商店街づくり事業の一環としての取り組みでありますことから、その目的に合致した企画提案を期待して、市報及び市の公式ホームページと特定非営利活動法人が運営するホームページにて運営者の公募を行い、プロポーザル方式による選定を実施したところであります。

次に、公募の結果と今後の施設運営についてであります。1者からの応募があり、選定委員会の審査により施設運営にふさわしいと判断しましたことから、運営者として決定したところであります。今後につきましては、選定された運営者が活気ある商店街づくり事業のモデル地域内の空き店舗を活用し、対象となります商店街とも連携を図りながら施設運営を実施してまいります。

次に、避難所としての小中学校の太陽光パネル設備の設置についてであります。避難所に電力が供給されない場合に備え、備蓄倉庫等に発電機、灯光器、簡易照明器具、ガソリン等の燃料を備蓄しております。停電の長期化も想定する中、自然エネルギーを用いた電力供給は、防災・減災の観点から有効な手段の一つであることから今後研究してまいります。

次に、二次避難所としての福祉施設等への太陽光パネル設置設備の設置についてであります。災害時において福祉施設の利用者が適切なケアやサービスを安定して受けられるよう、太陽光パネル設備を含めた防災対策を進めるのは、二次避難所となる福祉施設等であると考えております。設備の設置についての相談等がありましたら、情報提供も行うなど支援してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○4番（実川圭子君） 御答弁ありがとうございました。

では、1点目の子育て支援におけるジェンダー平等についてから再質問させていただきます。

子育ての困難さを解消して楽しみながら子育てすることが、子育てしやすいまちにつながると私は考えております。特に共働き家庭が子育てしやすいまちという評価をいただいている本市としては、本市にとっては一方で、従来の男性が働き、女性が家庭で子育てをするという役割分担ではない、現代の生活スタイルを応援するような支援のあり方を期待されているのではないかと考えています。

昨年、私の所属する生活者ネットワークで、東京に暮らす人々の幅広い年代のジェンダー問題について聞き取り調査を行いました。現状や課題を浮き彫りにした中で、子育て中の夫婦の働き方や子育てにおける男女差の問題が明らかになりました。

今回、東大和市が行ったこの子ども・子育て支援ニーズ調査報告書の結果においても、さまざまそういったところが散見されますけれども、今回の結果において男女差について、先ほど市長からも少し御答弁ありまし

たけれども、どのように、まだ分析まで至っていないかもしれないですけど、どのようにこの結果を受けとめているのかお伺いします。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 先ほど市長も答弁しましたけれども、ニーズ調査において回答していただいた方の比率というのは、お父さんとお母さんで大きな差がございました。回答につきましては、市のほうからは指定をしてないんですけども、回答者の自由に任せるところでございますけれども、今回では母親が約95%、父親は5%というような結果がございました。

それから、何点か気づいたところを申し上げますが、育児休業に関しまして質問させていただいたところ、取得したとか、取得中であるというような回答をいただいた父親が4.4%、母親は40.6%、父親につきましては低いんですけども、前回の平成25年度に比べては伸びているというようなところでございます。

あと、こんなところが男女差があるのかななんて、当方のほうで今分析しているところは、子供が病気やけがで保育所等を休んだ場合の対応ですけども、病児・病後児保育室ですか、そちら等が使えなかった場合にどうしてるかというようなところなんですけども、父親が休んだっていうのが28%ぐらい、母親が休んだのが78%ぐらいというようなところが、今、分析をしているようなところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。ちょっと順番にお聞きしたいと思います。

私も、まず最初にその調査票を誰が回答したのかという項目が結果に出ているのですけども、やはり母親が約95%回答していたということなんですけども、またこの同じアンケートで中学生と高校生にもアンケートをとっているのですが、そちらも男女、答えたのはどちらですかというデータが出てまして、中学生では女性のほうがちょっと多かったんですけども、高校生では男女とも同数になっているんです。ですので、この子育てのアンケートということになると、実際に子育てをしているっていうのが母親というふうに偏っているというか、重きを置かれているのかなというふうに感じました。自由意見の中でも、このアンケートは母親目線であり、母親、父親それぞれ異なることもあるので、両親がきちんと答えられるような形にしてほしいというような趣旨の自由意見が載っていました。私はこのことは、とても重要な指摘だと思います。そもそもアンケートをとる段階で、子育ては母親の役割という、そういう方向があったのではないかというふうに考えますけれども、この点について市はどのように受けとめたのかお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現状では、やはり先ほど副参事のほうから御答弁させていただいておりますけれども、どうしても子育てに関しましては、母親のほうがか子育てをする時間が長いという現状がございまして。実際に保育園の待機児童解消ということで、私も鋭意努力しているところでございますが、そういったところもやはり母親が働いているという状況で、御自宅でお子さんを見ることができないということでの保育園の申請ということになっておりますことから、結果的にはやはりそのニーズ、もともとこのニーズ量として調査をして量の把握をしなければいけないというところで、このニーズ調査が始まっているものでございますから、どうしてもそういったところの働く母親のニーズを把握するという視点で調査をせざるを得ないっていうのは、もうやむを得ないものと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） アンケートの全体の中でも、私もその就業形態っていうところで、育児休業のとり方ですとか、就業の仕方っていうところが、やはり非常に差が出てくるというのがよくわかりまして、男性はほとんどがフルタイムで働いている。女性はさまざまな就業形態で、フルタイムの方もいるし、パートタイムや短時

間就労ですね、それから就労をしていない方も二、三割いるということが、アンケートの結果からもわかったのかなというふうに思います。

このアンケートでは、現状を把握して、それをニーズ調査ですから、どういった需要があるのかということ进行分析ということなので、その差がどうして生まれるのかとか、そういった原因の分析までは、このアンケートではできないというのはわかっているのですが、そういうような結果だったなというのと、あと子育ての家事労働というか——については、余り触れられていなかったなあとというのが、ちょっとこれは私の印象なんですけど、しかし女性の中でもフルタイムへの希望というのが、非常に高まっているというのもアンケートの中でわかりました。このあたりが、今後の子育て支援のヒントになると思っていますけれども、今後の計画にどのように反映していこうとしているのかお伺いしたいと思います。ただいま分析中ということですので、こういうことってというのがあったらそれを教えていただきたいですし、これからということであればスケジュールなどどのようにして反映していくのか、そのあたりをお伺いします。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 先日の他の議員さんのほうでもお答えしたところでございますけれども、現在は課題を確定させまして、課題の解決に向けた施策やニーズ等を検討いたしまして、これから計画の骨格を固めまして、計画の素案を8月下旬に開催を予定しております東大和市子ども・子育て支援会議に諮る予定としてとところでございます。

その計画の素案ができたところで、12月ごろには議員の皆様には情報提供いたしまして、同時にパブリックコメントを経まして、来年、令和2年3月中には、第2期の東大和市子ども・子育て支援事業計画を含めました東大和市子ども・子育て未来プランとして策定したいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 委員の皆様にもいろいろ御意見をいただきながら、ぜひこの結果を反映していただきたいと思います。最近では保育園の送迎をする男性の姿も、非常に朝よく見かけるんですけども、男性、父親が逆に子育てひろばや子連れの外出などでサービスがしにくいというようなところも、育児参加を阻む一因になってるのではないかなというふうに思うところもあります。

一方で、フルタイムで働く女性がふえて、ニーズも非常に多様化しているということだと思います。父親が、母親がという性別で分けるのではなくて、例えばフルタイムで働いてる親と、育児休業中、家庭で保育などというような分類の仕方もしていく必要があるのではないかなというふうに考えますので、そのあたりも御検討いただきたいと思います。

次に行きまして、先ほど育児休業のことも、アンケートの結果からも差があるということがわかったと思いますけれども、次の項目で男性の育児休業についてお伺いしたいと思います。

市の男性の育児休業の取得者が飛躍的に伸びたということは、私は本当にこの子育て、共働き、市の夫婦が子育てしやすいまちの職員として非常にいいことだなというふうに思います。昨年、第2回の定例会でも、私その場でお伺いしたときには7.7%という回答だったのが、昨年、取得した方が多かったということでした。非常に喜ばしいことだなと思いますけれども、この取得日数についてお伺いしたいと思います。平均でもいいですし、どの程度の日数を取得したのかお伺いします。

○職員課長（矢吹勇一君） 男性職員の育児休業の取得日数でございますが、日数に関しましては、おおむね一月以内、1週間程度ということでの実績でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この育児休業取得ということに関しては、特に日数の制限というか、そういうのはないのかなというふうに思いますけれども、1カ月以内だと期末・勤勉手当などの影響もないということで、それを超えてってことはなかなかないのかなというふうに思いますけれども、やはりある程度期間を取得して、育児の苦労も含めて、育児するにはどういふことが必要なのかなということを経験していただきたいなと私は思いますので、もう少し期間が長くとれるような体制が、御本人だけの力だとなかなか難しく、周りの一緒に働く方の御理解とかも必要だと思いますので、そんなふうに進めていただけたらなと思います。

狛江市さんの例なんですけれども、狛江市では男性が育児休業をとったときに、職員向けの情報紙のようなものだと思うんですけれども、育児休業を取得した職員が休暇中にどういふ体験をしたかとか、どういふサービスが便利だったとか不便だったとか、困ったとかっていろいろな体験をレポートにして、その体験を職員の中で共有しているということを知りました。そういった1人の体験ではなくて、その体験を共有することで、また次のサービスへとつながっていくかと思っておりますけれども、そういった方向で何か今後工夫できることがあったら教えてください。

○総務部長(阿部晴彦君) 今、他市での狛江市の事例っていうのが御紹介ございましたけれども、東大和市におきましては、そのような情報誌っていう形では差上げておりません。ただ男性職員も、育児休業等を取得しやすい、そういう環境づくりを進めるという考えのもとで、例えば取得しやすい雰囲気づくりのために研修などを実施して機運を高めるといいますか、対象になる職員がとりやすい、そういう効果が少しずつあらわれているのではないかなと考えております。今後も継続したいと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この職員の取得が上がってきたということが、また市内全体に広がって、ほかの市民の方ですとか市内事業者でも、こういった状況がだんだん広がっていくことで、社会も育児休業、男性もぜひとったほうがいいよねっていうふうに広がっていければなというふうに思いますので、いろいろな形でこの状況が伝わるというのかなというふうに思います。また引き続き、さまざまなできることを続けていただきたいと思います。

それでは、次の②の虐待の対応についてに行きたいと思っております。

子育て支援の1つで、私が以前から非常に気になっている虐待についてなんですけれども、この間でも、報道でも、さまざま虐待による事件が続いてまして、何とか防げなかったものかなというふうに、皆さんもお感じになってるところと思います。

虐待の中でも、DV被害も同時に起きている状況というのが実際にありまして、子供の虐待では実際に目の前で、母親が例えば父親からDVを受けてることを目撃して、子供にとって非常に心の傷を負わせてしまうような、面前でDVっていうようなことも虐待の1つでありますけれども、そういった場合に、お子さんだけを保護すれば解決するというのではなくて、やはりDVの被害者の支援と子供の虐待と、その両方の支援が必要になってくると思っておりますけれども、そういったところで両方ともやはり、DV被害にしても、虐待にしても、なかなか外からは見えにくい、家庭の中で行われてしまうことなので見えにくいものですが、そういったところがきちんと連携をとって対応できてるのかどうかというところが、今回お伺いしたいところなんです、今現在どのような対応をされてるのかお伺いします。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) 児童の目の前で配偶者の暴力が行われるというような、面前DVに関しましては、警察につながるケースが多くなっております。警察につながりますと、子ども家庭支援センターのほう

に警察から御連絡が入る、あるいは児童相談所のほうに警察から御連絡が入るような形になります。

その場合、子ども家庭支援センターの職員と、それから児童相談所の職員ですね、警察と三者で連携して対応を図っております。児童相談所は、直接警察から受ける場合は子ども家庭支援センターにもくださいますし、子ども家庭支援センターが受けた場合は児童相談所と連携をとります。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) その辺の情報の共有というのができるというのは、よくわかりました。例えば母親がDV被害を受けている場合に、父親が子供への虐待をしていても、それがなかなか母親がとめられないとか、とめるとかえって悪化するのではとめることができないとか、いろんな状況が出てくると思いますけれども、そういった中でなかなか被害を受けてるとどこに相談していいか、相談するというのがなかなか、自分から相談するというのも難しいのかと思いますけれども、そういったDV被害を受けてる方が、どこに相談してよいかわからないといった場合に、助けになるのが市の相談の窓口だと私は思ってるのですが、市のホームページを開くとDV被害のことについて、いろいろ書いていただいているんですが、そこに電話相談のダイヤルという窓口が、電話番号が載ってまして、そこに記載されてるのが東京ウィメンズプラザとか、東京都の女性相談センターですとか、都の相談窓口になっていて、私は市の窓口はなぜ載せないのかなってというのが非常に疑問なんですけれども、それからなぜ載せないのかということと、それから東京都のほうに相談があった場合にも、市のほうに情報提供というか、市のほうにその連絡が来て、その状況を市は把握をできるのかどうかお伺いします。

○地域振興課長(大法 努君) DV被害に関する御相談の市の窓口ということで、まず私ども市におきましても、今議員の御紹介のございましたとおり、ホームページにおきまして、東京都などの支援窓口を周知させていただいております。市に被害に遭われている方からのDV相談があった際には、まず第一義的には私ども地域振興課に連絡をいただきまして、その後は、しかるべき関係機関へ話をつなげるなど連携をしております。

また、支援者支援のツールというものは、公表されている情報以外は非公開となっているということで、公表されている支援窓口といたしましては、先ほど御紹介いただきました東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センターということになってございます。そうした常日ごろから市と関係機関におきましては連携をとっておりますことから、情報の共有ということにつきましては、何事かございましたときには連携をとっているという状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それから、その被害っていうのは、なかなかこう、外から見えにくいものですが、例えば市のほうにほかのことで市の窓口に来たときにも、何かちょっとこの方はどうなんだろうというようなサインっていうのが、DV被害を受けてる方っていうのは、いろんなサインを出すっていうことも、助けが必要なときにはサインを出すっていうふうにも言われてますけれども、そういったサインを見逃さないためにも、しっかりほかの窓口でも対応していただきたいと思ってるんです。

一つの窓口に行って、ここじゃないからそちら、またそちらっていうような、同じ話をたらい回しで何度もするようなこともしていただきたくないですし、そういった対応がきちんと窓口でできるのかっていうところをお伺いしたいんですけれども、そういったDV被害や虐待などの兆候を察知できるような研修を職員のほうでされてるのか、そういった方がいらしたときに情報共有というのができるのかどうかお伺いします。

○地域振興課長(大法 努君) 市におきましては、年に1回、配偶者等からの暴力被害者支援基礎研修というものを行っております。これにつきましては多くの職員に受講をしてもらいまして、被害者対応の基本、それ

から加害者対応への基本、そういったもので、それから市に問い合わせがあった場合には、どういうふうに対応したらよろしいのかということをお聞きし、同じ意識のもとで対応するように努めるよう研修に努めております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) その対応によって本当に命の危険にさらされてしまう場合もありますので、本当にそこはしっかりと連携して対応していただきたいと思いますんですけども、今後、例えば窓口の業務が仮に委託などが検討されていた場合に、そういったところまで本当に安全を守れることができるのかなってというのは、私は非常に疑問に思っているところなんですけど、そういった連携についてはマニュアルのようなものを整えているのかどうかお伺いします。

○地域振興課長(大法 努君) 研修におきまして基本的な資料、こちらを配布いたしております。そういったことを常に頭に入れつつ、そして対応窓口を抱えている職員におきましては、特にこういうものを、日常的な業務、それにあわせてこういうふうな対応があるということをお聞きし、紙ベースで渡しておりますので、そういったものが一つのマニュアルになっているものと認識しております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 危機管理の一つとして、ぜひ不幸なことが起こらないように、しっかりと対応、いつでも対応できるようにしていただきたいと思います。虐待やDVの被害者のほうが、役所に訪れてどこに隠したみたいな話も、ほかのところでも、ほかの地域の役場でもあったというようなことも出てきていると思います。その被害者の方が職員をおどすような場面っていうのが出てきたときに、おどされて情報を渡してしまって、結果として被害者が命を落とすというような事例も出てくる中で、そういうことが決してあってはならないというふうに思いますけれども、時には本当にそういうときには体を張って、職員は被害者の情報や被害者のことを守らなくちゃならないと思いますけれども、またそういうときに職員自身の身の危険っていうのも出てくると思うので、そういった職員の方を被害者の方から守る体制っていうようなことはきちんできているのか、どのようにしているのかお伺いします。

○地域振興課長(大法 努君) 加害者が窓口に来たときということにつきましても、研修の中で触れております。まずはお答えできないということ、それから対応場所の安全の確保ということの徹底もしております、職員の安全確保にも努めてるところでございます。一昨年におきましては、研修講座ということで警察署の方を講師にお招きいたしまして、そういう方が窓口にいらしたときの防御する方法など、そういうものを肌身で感じるような研修もしたところがございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 研修なども引き続き行っていただきたいと思います。今回はDV被害の連携ということでお伺いしましたが、お子さんに対する虐待に向かう背景には、DVだけじゃなくて、さまざまな要因が隠れていることがあります。生活の困窮ですとか社会的な孤立とか、親自身が虐待被害者だったりとか、あと障害を持っていたりとか、親が鬱の状況だったりとかさまざま、その虐待っていうことだけじゃなくて、その周りに隠れたさまざまな要因があると思いますので、虐待のことで相談に来たからと言って、そこだけの対応ではなくて、その周りをしっかりとフォローできるような、全職員がその命を守るという気持ちで対応していただきたいと思います。

それでは、次のイの子ども家庭支援センターの心理相談業務委託について移ります。

虐待の対応ということだけじゃないかと思いますが、この家庭支援センターの中で、私はその心理相

談というのは非常に重要な役割を持つて、虐待を未然に防ぐというような形でも重要なポジションにあるのかなと思っているんですが、今回心理相談が業務委託になっているということで、そのことについて業務内容などが変わったのかと、週に2日というふうにお聞きしたんですけども、嘱託のときとどう変わったのか、変わった点ですとか、その委託になった理由なども教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 平成31年度予算から、今年度から子ども家庭支援センターの心理相談員が業務委託に変わりました。変わった点といたしましては、これまで嘱託員の場合、週4日勤務であったものが、週2日に変更になっております。勤務時間等に関しましては、時間はずれておりますが、時間数は同じ7時間となっております。委託内容につきましては、嘱託員が行っていた業務と同じ内容で、発達障害や虐待等にかかわる相談及び支援、心理検査、巡回訪問、子育てに関する講師、関係機関への助言、その他関連事務作業となっております。

委託になりました理由ですが、平成29年度の末に臨床心理士の心理相談員の方が退職をされまして、その後、嘱託員の採用試験を行いました。現在、臨床心理士の方を採用するというのが応募がなく、とても難しい状況にありまして、このままでは子ども家庭支援センターにおける業務が支障があるということで、今年度から委託とさせていただきます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） その臨床心理士さんの採用が難しいというのは、要因というのはどういったものなのか教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 臨床心理士は、最近には特に児童虐待等もございまして、各児童相談所などでの雇用もふえてるっていったこととか、それからこれからの特別区、23区におきましては、練馬区を除いて22区で児童相談所が設置されるということで、そういったところでも臨床心理士の採用が行われて、非常に取り合いになってるっていったところと、やはり専門職でございますので、なかなか有資格者も少ないといったところで、応募をしても受ける方がどなたもいらっしやらないということが続きまして、今課長のほうから御説明させていただいたように、委託という形にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それから、実質勤務が半分になったということなんだと。4日間だったのが2日間というふうになったんだと思いますけれども、この心理相談業務というのは、予約というふうにお伺いしたんですが、緊急的な対応というのは行っていなかったのかということと、このまま週2日という形で続けるのか、それとも採用が可能なら、またもう少しふやしていくというようなお考えなのか、そのあたりをお伺いします。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 緊急的な対応というところでは、御要望がありました場合には緊急的な対応も可能となっております。また、このまま週2日でいくということに関しましては、今現在は週2日でいく予定でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 先ほども介護のほうも人手不足、また保育士のほうも、先日の議員の質問でも人が足りないってというようなことで、いろんなところで人材が取り合いになってるような状況なのかなと思いますけれども、この相談業務ってというのは本当に、実際に人が相手ですので誰でもいいってわけではなくて、相手が人ですので、その方との関係性ですとかが非常に大事なんじゃないかなというふうに思います。心理相談員さんが受けた相談を、私は職員やほかの機関ともしっかりとつなぐ、連携を大切にしていっていただきたいと思

います。表面上に連携とれてても中身がしっかり対応できてないと困りますので、相談者のことを中心に考えてしっかり対応していただきたいと思います。

子育て支援については、今回はこの2点に絞りましたけれども、これで十分ということはないと思います。虐待についても、子育て支援部だけの問題ではなくて、全庁的に子供の視点で最善の利益を考えて政策を進めていただきたいと思います。

以上で、1点目の子育て支援については終わりにします。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） では引き続き、産業振興についてお伺いします。

まず1点目のうまかんべえ〜祭についてですけれども、年々来場者もふえて非常に盛況になっているかなというふうに思います。私としては、このうまかんべえ〜祭、せっかくなにかさんの方が訪れていただいているので、その後、東大和のいろんな産業振興につながってほしいなという思いで今回お伺いします。

まず非常に多くの来庁者の方がいらして、市長答弁でもアンケートで年齢層ですとか、交通手段など聞いてることなんですが、市外からいらっしゃってる方で、どんなところから来てるかっていうような分析はどのようにしてるでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） うまかんべえ〜祭のアンケート調査結果の中の市外からいらっしゃってる方の内訳ということになります。4年前ぐらいの数字から言いますと7割ぐらいが市内、3割が市外というような形で数字がとれておりますが、平成31年度、第8回、今年度ですが、こちらにつきましては、市外の方が若干多くなっておりまして、市内の方が69%、市外の方が31%という形で、市外の方がふえてございます。その内訳なんですけど、市外の方では、やはり近隣の武蔵村山市、立川市、東村山市、小平市の来場が多くなってございます。それから、もう少し幅を広げまして多摩地域全体で見ますと、65%が多摩地域からいらっしゃっていただいております。さらに県外の関係で見ますと、関東県内がやはり多くて92.5%ですが、ことしは遠方から、大阪府から3名の方がいらっしゃっていただいたというような、そんな記録もございます。状況はそんなことでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 非常に全国的なイベントになっているのかなというふうにも思いますけれども、ではそのいらした方が、今度、市内であるイベントだけじゃなくて、ほかのところ寄って東大和の市内も少し見ていただいたとか、そんなイベント、うまかんべえ〜祭に参加した後の動向ですとか、ほかにも同時開催のイベントなどもあったようですので、そちらのほうの状況など教えてください。

○市民部副参事（宮田智雄君） お祭りにいらっしゃった方の終わった後にお帰りになる際の立ち寄り場所というふうなことになるとは思いますが、こちらについての詳細までは把握することはできておりません。

また、同時開催イベントにつきましては、第8回うまかんべえ〜祭におきましては、8種類の同時開催イベントございました。特に鉄道会社と共催しておりますウォーキングイベント、こちらは市外からのお客様も大勢いらっしゃっていただいておりますので、そういう方々がコースの途中にあります製茶園だったり、そういう

ようなところ休憩場所としながら、そこで立ち寄ってお買い物をされているというようなことで、事業者の方からも御報告をいただいているといった状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ほかの地域を回ってきていただいている方もいらっしゃるということですが、よくわかりました。

このうまかんべえ～祭は、市内の御当地グルメを開発するというようなことだったと思いますけれども、今もそういった目標と捉えていいのでしょうか。このうまかんべえ～祭を開催することで、産業振興について、市はどのように期待しているのか、そのあたりをお伺いします。

○市民部副参事（宮田智雄君） うまかんべえ～祭の御当地グルメの創出ということについてでございます。うまかんべえ～祭のグルメコンテストにおけますグランプリメニューの決定につきましては、平成27年度から毎年度ごとに決定するという事になってございます。実行委員会では、市内外での他のイベント等におきましても、入賞メニューの販売を後押ししておりまして、また市内事業者の入賞メニューにつきましては、観光事業の他のイベント、例えばまち歩きツアー等で、途中で立ち寄りながら商品を紹介する、そのような形で取り組んでいるところでございます。ですが、なかなか御当地グルメと決めるまでには時間がかかっているところでもございまして、そういうPR活動の波及効果を勘案しながら、「これぞ東大和！」というグルメを決めていきたいと考えておるところでございます。

それから、もう一点のうまかんべえ～祭で期待されてることということになります。うまかんべえ～祭の目的というのが、にぎわいの創出であり、また市民の皆様との交流を深めるということが大きな目標となっております。昨今、本当に来場者数が年々多くなっておりますから、そういう部分では目標が達成できているかなと思っております。

やはりそれだけではなく、産業振興基本計画におきましては、農業・商業・工業の3つの産業を観光事業によって盛り立てていこう、進行していこうという大きな目標がございますので、このうまかんべえ～祭を契機に産業振興につながるような、そんなことを目指して取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市の事務事業評価でも、交流人口の増加ですとか、東大和市を広くPRできているというような評価で、そのとおりだと思っておりますけれども、祭りに来場した方が東大和を知った後に、また再び東大和に来てくれるとか、あるいはうまかんべえ～祭に参加したときに、ほかの地域でも立ち寄って買い物をしたり食事をしたりっていうことがあったりとか、あるいは市長の御答弁でも祭りで売り上げを伸ばした出店者が、その後、波及効果を期待しているということもおっしゃってましたけれども、出店者の方のお店の売り上げが上がったりとか、地場野菜の売り上げがふえたりとかっていうことが、産業振興につながっていくことなのかと思うんですが、そういったところはこれからなのかもしれないですが、客観的に数字をとったりとか分析をしたりっていうことを、これからでも行っていくのか、行っているのか、そのあたりについてお伺いします。

○市民部副参事（宮田智雄君） うまかんべえ～祭の成果という部分での数字的などところになりますが、まずは来場者人数というところ、それから当日の会場内でのグルメ出店団体及び協賛団体の売り上げの金額、この辺の金額で、そのときの経済効果を確認していく、そんなような形で数字は捉えてるところでございます。それ以外の細かなところになってきますと、なかなかアンケート調査でも調べることができない部分もござい

ので、今後ちょっと研究は必要になってくるかなと、そういうふうに思っています。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 最初の御答弁で、そういったその後の波及効果を期待するっていう御答弁がありましたけれども、祭りが大盛況で終わるっていうことは、だんだん成果を上げていってることは参加してよくわかりますけれども、それにとどまらずに市内の産業振興に結びつけていく、結びついていくようなことを今後も追求していただきたいと思います。

では、次の2点目の多摩湖周辺の活用について伺います。

まずアとして、東京都水道局官舎跡地の検討状況ということで、この項目になぜこの質問を入れたかというところ、この跡地につきましてはもう既に保育園の用地ということで話が進められているということは、これまでの他の議員の質問などでも承知をしているところです。しかし、この土地を、私としてはこの用地は保育園として利用するよりも、ほかに有効な使い方があったのではないかなというふうに考えたので、一度この質問を試みたいと思い、取り上げさせていただきました。

そのほかの有効な使い方という点で、産業振興につながるのかなというふうな思いで、この場所で質問をさせていただきます。武蔵大和駅前で自転車道路沿いという多摩湖への入り口に当たるこの場所というのは、多摩湖を訪れる方が休憩をしたりとか、あるいは東大和市の観光の拠点にもなる場所かなというふうに思います。休憩をできるような飲食ができたり、ロッカールームやシャワールームなどを備えたり、市のお土産などがそろえられているような場所というのが、この場所にできたらなという思いもあって質問させていただきたいんですが、今回この場所について、そのような検討がなされなかったのかお伺いします。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 当該物件でありますけれども、まず東京都が待機児童解消に向けた緊急対策といたしまして、公有地を活用した保育所等の整備促進のために、区市町村に対して情報提供を行っていた土地の1つでありました。それにつきまして、東京都が東大和市に対しても照会を行ってきたという経緯がありますことから、市といたしましては、東京都の情報提供の目的に即しまして対応したものであります。

以上であります。

○4番(実川圭子君) 今の御説明だと、特に私が先ほど言ったような検討はしていないということで受けとめました。以前にも、この議会の中でも何名かの議員が、こういった一般質問の中で、特にあそこの場所という公有地ということでは言ったわけではないですけども、あのあたりに休憩をできるような施設をつくることの提案などもあったかと思っておりますけれども、また市民の方からもそういった要望が、市のほうにも届いているかと思っておりますが、私はあの場所、公有地が非常に適地だなというふうに思っています、この場所で、この近くでそういったところを、別な場所を探すというのも難しいのかなと思っておりますけれども、そういった多摩湖などに行く入り口の狭山公園の入り口という位置のところ、位置のあたりで、そういった休憩ができたり飲食ができたり、そういった場所をつくるというような、その公有地じゃなくてもね。つくるというような検討というのは、産業振興のほうで観光という点から、そういった場所をつくるということを検討されたことはあるのでしょうか。

○市民部副参事(宮田智雄君) 多摩湖を訪れる方々、さまざまな目的でいらっしゃっていただいて、サイクリングであったり、またランナーの方、それから景観を楽しむ方、そういう方、多くいらっしゃっていただきます。観光としては、この場所でぜひにぎわいをということとは常々思っているところでございます。

今お話がございました休憩場所であったり、飲食ができる場所であったり、そういう部分になりますが、この地域は第1種低層住居専用地域という用途地域でございますので、店舗のみの建設につきましては、現実的には困難な状況でございます。そのようなことから、私たちも願うことは思っているところでございますが、現実的には厳しいというふうな判断をしてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 近隣5市1町で策定した狭山丘陵観光連携プランというのが発表されましたけれども、この都営地の近くにある狭山公園は、狭山丘陵の玄関口として位置づけがされておりました。このプランの目指すべき方向性の一つに、広域連携により稼ぐ地域を進め、地域産業の活性化につなげるとしてございますので、私はそういったことにも合致しているのではないかなというふうに思います。東大和市だけでは進められないことかもしれませんけれども、いろんな機会を逃さずに検討していただきたいと思います。

1つ今、第1種の用途のことなども御説明があったので、可能なかどうかはちょっとわかりませんが、他の地域の事例で練馬区のほうに保育園とカフェが一緒になって運営している、まちなパーラー、まちな保育園っていうのを運営してるところがあるんですが、複合施設として保育園の隣に居場所をつくって、一緒に運営してっていう事例があって、非常に子供たちの見守りにも、お茶を飲んで人が子供たちに優しい視線を送ってっていう、見守りにもなってるというようなことで、非常にいい雰囲気のところがあるというふうにも聞いてます。そんなことも柔軟に検討していただけたらなと思います。これは要望ということで、お伝えさせていただきます。

次に、行きますと、多摩湖の周辺には、あとは吉岡さんの旧吉岡邸なども観光資源として、資源として狭山丘陵の観光連携プランに載せられておりましたけれども、そういった多摩湖や武蔵大和駅周辺の活用について、今後どのような観光、観光というか産業振興というか、そういった面でどのような方向でこれから話が進んでいくのか、今のところ何か具体的な方針などありましたらお伺いします。

○市民部副参事(宮田智雄君) 狭山丘陵観光連携事業におきます、多摩湖周辺の活用についての議論の状況ということになります。平成30年度に策定いたしました狭山丘陵観光連携プランでは、狭山丘陵の回遊性を高める仕組みの一つとして、サイクリング等の二次交通の環境整備について検討していくということになっておりまして、地域の交通事業者との連携が必要になってまいります。当市におきましては、多摩湖付近の自転車事業者がレンタサイクルを行い、実績を上げてくるということもございます。

また、二次交通の利便性が向上することで、地域の商店街への回遊性が高まりますことから、地域活性化や産業振興につながるものと考えております。昨年度実施いたしました。民間事業者同士の意見交換会は、このような将来的な連携を視野に入れておるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この問題を考えるときに、産業振興というよりも、私はまちづくりの問題なのかなというふうに思いました。商業というと、なかなかこう採算がとれないと出店がしづらいか、難しい経営の問題なども出てくるとは思いますけれども、あの地域を見るときに、駅前に1件の飲食店もなく、東大和のお土産を買ったりするところもないですし、まちを案内するような場所もないんですけれども、そういったところにやはりまちの姿をつくっていくということが、必要なのではないかなというふうに思います。画一的な駅前開発っていうのは必要はないと思いますけれども、多摩湖や旧吉岡邸に訪れたいという方、あるいは自転車も利用される方も非常に多いですけれども、そういった方へのこの狭山丘陵観光連携プランの中の言葉

をかりると、観光消費ってという言葉が出てましたけれども、そういった観点でよく観光地にあるまちなかの案内所とか、そういったところでちょっとした飲食ができるとか、そういった場所をやはり市が補助金を出さなり何なりして、にぎわいをつくっていくってということも必要であると思いますけれども、そのあたりについてのお考えをお伺いします。

○市民部長（村上敏彰君） 観光資源と商業の連携ということからお答えさせていただきますと、観光事業として定着しておりますスイーツウォーキングでは、目的の一つに市内のスイーツ店の隠れた一品を広めるということがございます。コースの途中に位置する旧吉岡邸は、チェックポイントとしても活用してございますので、同時に東大和観光ガイドの皆さんと共通で行いますまち歩きツアーでは、観光資源をめぐるコースの中で、市内店舗への立ち寄りも実施されておまして、少しずつですが産業振興につながる企画が定着をしていると、このように考えてございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 市内を大きく捉えれば、いろんなところに立ち寄るところもたくさんありますので、さまざまな方法が考えられるかと思っておりますけれども、私としてはやはり武蔵大和駅周辺には、そういった場所が1カ所でも必要ではないかなというふうに考えます。ぜひ御検討ください。

まちづくりの観点からいくと、そういったもの、ある程度きっかけや仕掛けなどの仕組みが必要なのではないかなというふうに思います。地域は異なりますけれども、今回実施されます創業チャレンジ施設というのが、それも一つにぎわいをつくって、産業振興につなげていくような取り組みの一つだと思います。非常に私も注目していることで、次に創業チャレンジ施設についてお伺いしたいと思います。

商店街の活性化として取り組む事業だと思いますけれども、ホームページを確認したところ、もう既に名前がついていて、チェルステ・ガーデンという名前がついていて、7月にオープンというようなことが見られましたけれども、このチャレンジ施設について少し教えてください。

○産業振興課長（小川 泉君） チャレンジ施設についてでございます。こちらの施設の設置の目的でございますけれども、市内で創業とか開業を希望する、こういった方々に対しまして、仮創業や身の丈に合った開業する場ということで提供したいというふうに考えております。市内で活躍できる事業者を育成する場というふうに考えております。商店街とも連携して、集客の拠点として活用されたり、にぎわいが創出できる空間ということで取り組んでいる事業でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この運営者を募集したときに、公募で募集されたということですがけれども、施設の運営者の選定をするときに、選定委員会を設けてプロポーザル方式で行った、1社から応募があって、そこを決めたということだったと思いますけれども、選定委員会のメンバーというのはどなただったか教えてください。

○産業振興課長（小川 泉君） 運営者の選定に当たっては、東大和市創業チャレンジ施設運営等支援事業選定委員会、こちらのほうを設置いたしまして、委員長に副市長を、委員には総務部長、市民部長、福祉部長、環境部長の4名で、計5名の委員の方で選定をしていただきました。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） プロポーザル方式で行ったため、今回こういった方法で、選定も委員さんが、副市長以下、4名の部長さんとなったと思いますけれども、私はちょっとこの選定の仕方を見たときに、何とか選定の段階から市民が参加できる仕組みができなかったかなというふうに感じたので、今回質問させていただきました。

た。

今回はこういう形で選定をしたというのは承知しましたけれども、やはり選定する段階で、応募者のプレゼンを公開したりとか、あるいは商店会の人や市民がその事業者を選べるような仕組みなどをしていけば、施設を今度運営していくときに、もうあらかじめ市民はそういった事業者のことも、何をやりたかっていうこともわかりますから、その後、ああ、あの事業者がやるんだったら応援しようとか、何か関係性を組み立てていくことができるというふうに感じています。大規模な店舗と違って、個人商店とか小さいお店を出すっていうときには、やはり大規模店と違う点は、そういった市民との利用者ですか——との関係性をつくれるっていうことが一番だと思いますので、そういった機会をなるべくふやして多くの方に知ってもらい、最初から知ってもらってということが必要なのかなというふうに思ったので、ちょっと述べさせていただきました。今回この商店会や地元の方が、このチャレンジ施設が決まることについて、何かこう、かかわりを持ったということがあったら教えてください。

○産業振興課長（小川 泉君） このたびのこのチャレンジ施設の設置に関してでございますけれども、この事業全体の中で、昨年度から取り組んでおります活気ある商店街づくり事業、こちらの事業といたしましては、商店街の方々を中心にワークショップを開催しております、そのワークショップの中では、31年度から取り組みますこのチャレンジショップ、こちらにつきましてどのように取り組んでいこうかといったことも、内容としては話として出させていたいただいているところでございます。

そういった中では、実際に運営者を決める段階では、今回、市のほうの選定委員会ということで、公平性ですとか透明性を、こちらを重視するといったことから、庁内の検討委員会を設置いたしました、こちらにつきましては選定事業者の方々とは今後、商店街の皆様、また地域の皆様とも意見交換をしながら、地域の方々にも活用され、また愛される施設として運営をしていけるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） その前の段階でも、ワークショップなどでかかわりがあったというのはよくわかりました。みんなで育てていくというか、そういった機運を高めていっていただきたいと思います。

次に、公募の結果と今後の施設運営ということですが、6月1日発行の市報にもチャレンジショップ募集の記事が出ていました。このチャレンジ施設を使って、チャレンジショップというのをやっていくってことだと思いますけれども、そのチャレンジショップについて、今度はどのようなものなのかお伺いします。

○産業振興課長（小川 泉君） チャレンジショップの内容でございます。このたび選定をされました運営事業者の方から御提案がございまして、このチャレンジショップには3つの機能を持たせようということになってございます。1つはキッチンで、2つ目としてはサロン、3つ目としてはショップということでございます。

キッチンといたしましては、飲食店の営業許可を取り、菓子製造業の許可なども取得可能な施設として設置をいたしまして、ここでは月貸しですとか週がわりですとか日がわりですとかっていうことで、シェアできるキッチン施設ということで考えてございます。現在まだこの利用者につきましては募集中でございますので、どんな内容かについては詳細はまだ現在お答えすることはできないといった状況でございます。

またサロンにつきましては、ネイル、整体、エステ、こういった小さな店舗でございますけれども、曜日を固定しながら運営できるような施設として、設置を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、ショップといたしましては、商店を陳列した陳列棚の棚貸しというような形での営業ということ

で今想定をしております。こちらにつきましては、月貸しで棚貸しを行っていくというふうなことを、今想定して進めてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 1カ所、そのチャレンジ施設としてある場所で、それらの3つのことをシェアしながら、チャレンジショップをやっていくということなんだと思いますけれども、そのことが今後その商店会の活性化にどのように結びついていくのかお伺いします。

○産業振興課長(小川 泉君) チャレンジ施設を利用される創業及び開業希望者の方々、こちらの方々が商店街の活性化にどのように寄与していくかということにつきましては、できる限りこの商店街に新規開業をしていただく形で、商店街に所属する事業者として支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。これにつきましては、今回、運営事業者となりましたこの事業者は、この施設の運営だけではなく、今回、モデル地域と設定されました商店街内の空き店舗、こちらの調査を行いまして、オーナーと利用希望者とのマッチング事業、こういったものもあわせて行うというところで、商店街内を活気づけるために新規開業に向けて支援をしていくということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 新規出店を目指してってということなんだと思いますけれども、空き店舗が幾つかあるというのは、私もその通りを見て思っているところなんです、以前もほかの方で、なかなかそういった空き店舗を活用できないかなということ聞いて回ったときに、マッチングの問題だと思いますけれども、なかなか貸してもらえるところが、条件が合わずに断念したということもあったんですけども、今回このチャレンジショップの方が出店したいという希望があれば、現時点で店舗を貸すというような、貸すほうの用意というのはあるのでしょうか。

○産業振興課長(小川 泉君) 現在、店舗オーナーの方の意向といいますか、そちらにつきましては確認できている段階ではございません。しかしながら、商店街の皆様におかれましては、今回この事業に取り組むに当たりまして、この地域の方々が志をともにしながら、一定の覚悟のもとに皆さんの思いが繋がってきてるところでございます。こういった思いが繋がることによりまして、店舗オーナーにつきましても、この事業に協力して下さるというふうに考えておりますので、今後そういったマッチング事業を進める上では、店舗オーナーにもこの事業の取り組みの趣旨を十分理解していただきながら、地域全体の盛り上げに対して、協力していただくというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 一方だけがやりたいと言っても、なかなか実現しませんので、お互いの思いがうまく盛り上がって活性化につながって行って、ぜひ期待したいと思います。

今回この産業振興について幾つかお伺いしましたけれども、市が行う産業振興というのは、私はまちをどのようにしていくのかというまちづくりの問題なのかなというふうに思いました。そのまちづくりとしては、市が間に入っているいろいろなコーディネートする場面も必要だし、少し補助金などを活用していくということも必要なのだと思います。そして、市民が活躍できる場、今回はチャレンジ施設ということで挑戦をすると思いますけれども、このことは、やはり市にとってもチャレンジなのかなというふうに思います。商店会のあり方ですとか、活性化をする機会にして、消費者、利用者がいなければ、やっぱり活性化もできませんので、そういった関係性をいかにつくってやっていくかということだと思いますので、そのあたりの情報発信も期待したい

と思います。

以上で、この2点目は終わりにします。

最後に、3点目の避難所への太陽光パネルの設備導入についてお伺いします。

これまで、私は非常用電源に非常に有効である太陽光パネルの設置を市内で広めてほしいということを、前回の定例議会の中でも述べさせていただきましたが、今回は特に避難所となる場所についての設置についてお伺いしたいと思います。

一時（いつとき）避難所として、小中学校が指定をされてますけれども、この小中学校への太陽光パネルの設置については、これまでどのような検討がされたのか、お伺いしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 一時（いつとき）避難所に対する太陽光パネルの設置のこれまでの考え方でございますけれども、市長答弁でもお話をさせていただいたように、基本的には今、停電用、必要な発電機とか投光器とか、そういったものを設置してるということがありまして、これにつきましては課題として、かなりコストがかかるというのがあります。ちょっと少し調べたんですけれども、例えば全国で仙台市とか千葉市とか、幾つか太陽光パネルや、それから蓄電池もあわせて導入してる場所もありますけれども、千葉市なんかですと避難所24カ所で、蓄電池も合わせて約7億円かけてやってるということがありました。そういったこともありまして、現状では市としてまた太陽光発電等、再生化エネルギーの導入についての方針そのものがまだ決まっていない段階で、そういうコストも課題もあるということで、現時点では研究段階というところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今回の初日の補正予算で、小中学校の体育館の空調設備導入の設計委託料が計上されましたけれども、今後、設置に向けての検討がされて、それは空調設備のことなんですけれども、そのエネルギーですね、それを動かすためのエネルギーで、今回はかの議員の方で、ガスなどを提案されてる方もいらっしゃいましたけれども、その動力源については、現在のところどのように検討しているのか、私としては太陽光パネルを設置して、非常のときにも使え、ふだんからも電力源として使えるというものになると思いますけれども、そのあたり設計の段階で視野に入れているのかお伺いします。

○建築課長（中橋 健君） 現在教育委員会においては、小中学校の体育館への空調設備の導入に向けて進めておるところでございますが、災害時の対応といたしまして、学校の体育館の避難所となるということで、現在は太陽光によるものではなく、機器の選定においては、災害時の対応にも強いと言われているプロパンガスの空調設備や、もしまたは停電時にも稼働可能なガスを燃料とする自立型、自立の発電型室外機の検討を考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今のところ体育館の空調については、そういった対応を考えているということなんですが、私としてはやはり温室効果ガスの問題などもありますので、できるだけそういったガスですとか、燃料として燃やすものは使わないほうがいいのかと思ひまして、太陽光パネルをぜひということで進めているのですが、その太陽光パネルの設置について、先ほどコストの問題などもあって、まだ余り方針も決まってないので、検討もそれほどまだされていないということなんですが、この学校の施設に太陽光パネルを設置することのメリット、それからデメリット、どんなものがあるというふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○学校教育部長（田村美砂君） 学校施設に太陽光パネルを設置する場合のメリット、デメリットということでありますけれども、やはりメリットといたしましては、議員がおっしゃるように、自然エネルギーを用いた電

力供給という意味で、大きくメリットはあると思っております。ただ、デメリットといたしましては、どこに設置するのかということもございまして、体育館の屋根はフラットではなくて、かまぼこ形でございましてことから、体育館の屋根につけるといのは不可能であると。そうなった場合にどこへつけるのかということで、校舎ということになりますと、またそちらのほうの耐火の問題もありますので、なかなかどこにつけるのかというところで、難しいということがデメリットなのかなと思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 私は学校に、非常用電源ということに限らず、日常の電源としても太陽光パネルの設置というのは、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。温室効果ガスの問題でもそうですし、非常用にも使えますし、もちろん電気代がその分わからないでするので節約にもなります。そして、最大のメリットと思うのは、環境教育にも、子供たちの教育にも有効なのかなというふうに思います。

また、デメリットで先ほど設置場所ですか——につきましては、私は究極に言えば屋上じゃなくても、どこでも、下にも設置はできるのではないかなと思っておりますので、その辺は本当に考え次第なのかなというふうには思います。

また費用に関しましては、多くの事例で15年前後で回収できると、蓄電池などを入れるともう少しかかるかもしれないですけども、回収ができるということで、そのあたり研究を進めていっていただきたいと思っております。

東大和市公共施設等マネジメント行動計画の中で、今年度、学校施設の長寿命化計画を策定するとありました。長寿命化に合わせて、そういった太陽光パネルの設置を、私は計画に載せてほしいと思っておりますけれども、そのあたり検討を進めていただけないでしょうか。

○建築課長(中橋 健君) 学校施設の長寿命化計画につきましては、議員のおっしゃるとおり、今年度、策定したいと今考えてるところでございます。その中で太陽光パネルにつきましては、まず学校施設、現状かなり老朽化、ふぐあい、劣化状況も激しくなっておりますので、今後そういった点を重視して取り組んでいくということと、環境整備というのもございまして、そういった中で一体的に、今後、計画に基づいて検討していきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ぜひ検討していただいて、メリットしかないとは思っておりますので、そのあたりを研究して、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

それから、次の二次避難所としての福祉施設等への太陽光パネルの設置についてお伺いします。二次避難所は、市の公共施設ではないので事業所の判断で設置してるんだということだと思いますけれども、その設置状況について、市は把握をしているのかどうか、お伺いしたいと思います。また太陽光パネルに限らず、非常用電源というのをどの程度備えているのかというのを、市は把握をしているのかお伺いします。

○福祉推進課長(嶋田 淳君) まず太陽光パネルの設置状況でございますけれども、そういったデータ、持ち合わせておりませんでしたので、今回、御質問の通告をいただいた後に、現状調査ということで各事業所に電話による回答を求めまして、調査をさせていただいたところです。

その結果ですけれども、災害時の二次避難所の協定を結ばせていただいている15の事業所のうち、2つの事業所において太陽光パネルは設置してるという回答をいただいております。ただ、この2つの事業所ですけれども、同一施設の事業所ということですので、太陽光パネルの設置という、何か所かという意味では1カ所という形が適当かと思われまして、それから、それ以外の非常用電源等の確認につきましては、申しわけござい

せん。データを持ち合わせておりません。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 特に福祉的な二次避難所ということだと、電源の確保っていうのは、普通の避難所よりもさらに重要性が増してくると思います。時には命の生命を維持するためのものが必要になったりということもあると思いますので、重要度が高いのかなというふうに思います。実際に設置するのは事業者ですので、市が積極的に上げなさいということではできませんけれども、リフォームの機会ですとか、何か事業所のほうの改築の機会などがありましたら、ぜひそういったところを、市のほうからこういうこともありますよということと進めていただきたいと思います。福祉施設に関しましては、非常用電源の太陽光パネルの設置に関しての補助金なども、また別で用意されてるようなところもあると思いますので、そういった情報も積極的に進めていただきたいと思います。

ただ、そういった情報を提供するに当たりまして、市のほうで余りその効果を認識してない中で、必要性を認識してない中でありますよとただ言っても、なかなか進めることもできないと思いますので、まずは市は今後、再生可能エネルギーについての活用については、情報収集と研究を進めるということですが、ぜひしっかりとそのあたりは情報を集めて、特に本当に地球温暖化の防止に関して、喫緊の課題というふうに思いますので、そのあたりを世の中の動きにおくれないように研究をして、必要性をしっかりと認識していただき、今後の設置に加速していただくことを期待したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中間建二君) 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 二宮由子君

○議長(中間建二君) 次に、3番、二宮由子議員を指名いたします。

[3番 二宮由子君 登壇]

○3番(二宮由子君) 議席番号3番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、令和元年第2回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

高齢者、障害者などの移動などの円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法において、一定の条件に該当する場合、車椅子利用者が円滑に利用できる駐車区画の設置を義務づけ、障害者等用駐車区画の整備が促進されています。その一方で、その区画に障害のない人が駐車するなどにより、障害のある人が駐車できない問題も発生しており、適正な利用を促すための取り組みが求められています。

このような課題に対応するため、各自治体において障害者等用駐車区画の適正利用の取り組みが行われ、中でも利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を発行する、交付するパーキング・パーミット制度は、平成18年に佐賀県で導入されて以降、多くの自治体に広がっている制度です。また、政府も障害者の駐車環境の確保が課題との意見を受け、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された、ユニバーサルデザイン2020行動計画において、パーキングパーミット制度導入促進方策の検討会を立ち上げるなど、制度導入に向けた機運の醸成や、障害者等用駐車区画の適正利用の推進が図られております。

福祉の行き渡ったまちづくりを推進する本市としても、パーキング・パーミット制度など、適正利用の推進に取り組むことで、外見ではわかりにくい移動に際しての配慮が必要な方への支援など、誰もが安心して出か

けることができる安全安心のまちづくりにつながるのではないかと考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、障害者等用駐車区画について。

ア、利用対象者及び整備状況は。

イ、「思いやり駐車区画」の整備は。

ウ、他市の状況は。

エ、今後の課題は。

第2に、パーキング・パーミット制度について。

ア、制度の概要及び利用対象者の要件は。

イ、他自治体の導入状況及び成果は。

ウ、制度導入の考えは。

エ、今後の課題はなど、お聞かせをいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔3 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、障害者等用駐車区画の利用対象者及び整備状況についてであります。いわゆるバリアフリー法や東京都建築物バリアフリー条例などにおきまして、不特定多数または主として高齢者や障害者が利用する駐車場を設ける場合は、車椅子利用者用駐車施設を1カ所以上設置するよう義務づけられており、例えば市庁舎におきましては4カ所の障害者専用駐車施設を設置しているところであります。

次に、「思いやり駐車区画」の整備についてであります。現在、思いやり駐車区画は、中央公民館、西側駐車場に利用者からの要望を踏まえ1カ所整備しておりますが、市役所本庁舎及び他の公共施設にはありません。他市の状況についてであります。多摩地域26市中4市で、市役所本庁舎や公共施設で思いやり駐車区画を整備しております。今後の課題についてであります。他市の事例や東京都の障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドラインを参考に、整備手法等の研究が必要であると認識しております。

次に、パーキング・パーミット制度の概要についてであります。公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について、その適正な利用を促進することを目的に、施設管理者の任意の協力のもと、利用できる対象者の範囲を設定した上で、条件に該当する希望者が共通に利用できる利用証を交付する制度とされております。利用対象者は、主に障害のある方、高齢の方、難病患者、妊産婦、けが人などとなっております。詳細な条件については、制度を導入している自治体により異なる設定がされております。

次に、他自治体の導入状況についてであります。平成31年1月現在、全国37の都道府県で導入されており、制度を導入していない都道府県のうちの3市でも独自に導入しております。成果についてであります。制度を導入している自治体のうちの約9割において、障害者等用駐車区画の適正利用が図られたとされていることから、制度の導入には一定の効果があるものと考えております。

次に、制度導入の考えについてであります。既に導入している自治体の多くは都道府県単位であります。東京都は導入をしておりません。また、市町村単独で導入しているのは、比較的大きな3市のみで、都内では未導入となっております。この制度は、広域的に実施することで、より高い事業効果が得られると考えます。

とから、東京都の動向を注視しつつ、市単独で導入した場合の事業効果や事務負担などについて、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。パーキング・パーミット制度の導入に当たり、制度の趣旨、目的などの周知徹底を図り、多くの方の理解を得ることが課題であると認識しております。また、国土交通省が導入済み自治体向けに実施した調査によれば、パーキング・パーミット制度の導入により、障害者等用駐車区画の適正利用の促進に一定の効果はあるものの、利用対象者数に見合う駐車区画が不足していることや、利用証の不適正利用があること、行政の事務負担が大きいことなどの課題が挙げられております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時44分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（二宮由子君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず障害者等用駐車区画についての利用対象者及び整備状況はについてです。

整備状況については、本庁舎には4カ所の障害者専用駐車施設を設置しているとの御答弁でしたが、当市の公共施設の全てに整備をされているのか、確認をさせていただくのとあわせて、これらの駐車施設を利用する際の必要な手続、例えば利用証などを提示する必要があるのか伺います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 他の公共施設につきましては、狭山公民館、蔵敷公民館、小中学校等、一部の施設で障害者等の専用の駐車区画が設けていない施設がございますが、一定の駐車スペースがあり、また個別の対応や、配慮で対応が可能なことから、区画を設けずに対応しているというところでございます。

なお、整備済みの施設につきましては、駐車時の手続につきまして特に利用者等の提示は求めておりません。以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今公共施設の整備状況を伺いましたけれども、公民館2カ所ですね、あと市内の小中学校等ということですが、私、想定していた以上に未整備の施設が多いので、今回ぜひとも、今回の私の質問をきっかけに問題意識を持っていただいて、1カ所でも多く障害者等用駐車区画の整備が進めばいいなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

未整備の施設の中の最初の御答弁の中のこの狭山公民館と蔵敷公民館について伺います。

公民館は、地域住民のために、社会教育を推進する拠点施設として、中心的な役割を果たし、公民館を利用されてる仲間同士の交流を図ることで、人づくり、地域づくりですか——に貢献してる施設というふうに言えます。狭山公民館は、湖畔地域、狭山地域、また高木地域で、蔵敷公民館は、芋窪地域、蔵敷地域の皆さんの選挙のときには投票所にもなる拠点施設です。バリアフリー法や東京都の条例で駐車場を設ける場合は、車椅子使用駐車施設を1カ所以上設置するよう義務づけられてるというふうに、市長の御答弁もいただいておりますので、今この一定のスペースがあるというふうに、御答弁でしたけれども、その一定のスペースがあるのであれば個別対応ではなく、直ちに整備すべきであったのだというふうに思うんですが、今まで整備されて

いなかった理由と今後整備の予定があるのか確認をさせていただきます。

○社会教育部長（小俣 学君） 障害者等用駐車区画が、狭山公民館並びに蔵敷公民館で整備をされていなかった理由につきましては、公民館敷地内には一定の駐車スペースが確保されておりましたことから、個別の対応をしてきたというところでございます。そのために障害者等用駐車区画を設けず、現在に至っている状況でございます。両施設におきましては、今後、障害者等用駐車区画として適当な場所がどこなのか、整備するための費用の算出なども含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（二宮由子君） こちらでしたね、済みません。

適当な場所についてなんですけれども、今回の質問をさせていただくに当たりまして、狭山公民館と蔵敷公民館の一定のスペースについての状況というのを確認してまいりました。狭山公民館は、公民館敷地内の砂利敷の駐車場に車をとめて、正面玄関入り口に向かうには階段を上らなければなりませんので、障害者等用駐車区画として整備するには適切な場所とは言えません。

そこで、御提案としてなんですけれども、狭山神社側の入り口から正面玄関までスロープがあります。このスロープは、公民館の北側にお住まいの方々が多く利用されているスロープで、そのスロープの途中の入り口に向かって右側にですか、大きなツツジの立派な植栽があるんですけれども、そのツツジを移動というんですか、移植していただいて、障害者等用駐車区画として整備されてはいかがでしょうか。これは御提案です。

場所的にも、正面玄関入り口に近いので、区画として整備されるには適した場所ではないかというふうに思っています。また、蔵敷公民館については、正面玄関に向かって左側の事務所前のタイルが敷いてある、タイル敷きですか——のところの場所を舗装して、障害者等用区画の整備が可能であると思うのですが、御見解を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） まず狭山公民館の入り口脇のツツジが植わっている場所についてでありますけれども、こちらツツジが植わっておりますので、こちらの場所が、この駐車区画として条件を満たすのかとか、それからもちろん今議員がおっしゃった下の砂利だと、やっぱり階段がありますから、やっぱり車椅子では上がっていけないということであれば、そのツツジの植わっているところが適当な場所なのかなというふうに今、現時点では考えているところでございます。また、その植栽を植えかえるとか、それからあそこは傾斜もありますので、その傾斜を直したりとか、それからフェンスを、今ありますけれども、そういうのも動かししたりするために、移設するために費用がかかったりしますので、その辺は今後よく調べたいなというふうに思っております。

一番利用者の方に、特に選挙とかで車椅子で来る方のためについていうふうに考えれば、議員の言われた場所というのは、今現時点では一番いい場所かなというふうには思っております。ただ、いろいろ考えなきゃいけないことがありますので、今後よく調べたりしたいなと思います。

それから、蔵敷のほうなんですけれども、事務所前ですね、舗装部分がありまして、ここの部分は公民館入り口から北側の道路までの通路になっておりますので、ちょっとここは即座にというのは難しいのかなと考えております。いずれにしても、正面、玄関付近で整備ができるのかどうか、こちらについてもよく調べたいなと思っております。

以上です。

○3番（二宮由子君） ぜひ両公民館とも、場所など含めて御検討いただきたいというふうに思います。障害者

等用駐車区画の整備実施をぜひお願いしたいので、ここで要望とさせていただきます。

先ほど駐車時の手続や、利用証の提示について求めているというふうな御答弁をいただきましたが、公共施設の駐車区画に限られている中、障害者等用駐車区画に必要とされている方が利用できないなどの問題が、当市で発生してないのか何うのとあわせて、適正利用に向けての取り組みについて伺います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 健常者が駐車して、利用できずに困っている、そういったようなお問い合わせや相談は現在いただいておりません。利用者の皆様が自主的にルールを守り、適正に御利用いただけていると認識しております。しかしながら、利用者のモラル、またマナーに依存する部分が大きいため、今後、状況によっては、掲示物ですとか、何か広告等でルールを守っていただくようお願い、また周知を図る必要があると、そのように考えております。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 本庁舎駐車場では問題が発生していないということは、市民の皆様がマナーを守っていただいているので、必要とされている方が利用しやすい環境がつけられているのだというふうに思います。今後は、より一層理解を深めていただくためにも、看板などの表示案内だけでなく、市民への周知として市のホームページへの掲載についても、御検討をぜひお願いいたします。

今回、私が伺っている障害者等用駐車区画と、市長の御答弁で、本庁舎に設置されております障害者専用駐車施設の違いについて何うのとあわせまして、駐車区画の整備を進めている上での基準ですか、法令に定められている設置基準などについてお伺いさせていただきます。

○総務管財課長（岩本尚史君） 本庁舎駐車場では障害者専用駐車場という看板と、路面標示としまして障害者のための国際シンボルマーク、こちらを併記しております。一方、東京都のガイドラインで定義をされている障害者等用駐車区画、こちらの対象者と同様に、車椅子使用者、歩行困難な障害者の方など、車の乗りおり、移動に際して配慮が必要な方専用の駐車区画というふうに位置づけをしておりますことから、対象者には違いはないと、そのように認識しております。

以上でございます。

○都市計画課長（神山 尚君） 駐車場に関します法令上の義務づけについて、私のほうからお答えいたします。

まず、いわゆるバリアフリー法におきまして、店舗、官公署など不特定多数、または主として高齢者や障害者が利用する2,000平米以上の建築物を建築し、駐車場を設ける場合には、幅が3メートル50センチ以上の車椅子使用者用駐車施設を1カ所以上、設置するよう義務づけられております。また、東京都は法に上乗せする形で、建築物バリアフリー条例を制定しております。この条例は、車椅子使用者向けの誘導標示の設置を義務づけるとともに、例えば店舗につきましては床面積ですね、法の要件であります2,000平米以上から500平米以上に対象を拡大し、車椅子使用者用駐車施設を1カ所以上設置するよう義務づけております。また、東京都は福祉のまちづくり条例を制定しております。この条例は、店舗の駐車場につきましては、バリアフリー条例に上乗せする義務づけはございませんが、例えば公民館につきましては、200平米以上の場合に、車椅子使用者用駐車施設を1カ所以上設置するよう、バリアフリー条例に上乗せして義務づけをしております。このように、法令におきましては、法令の施行日以降に建築する建物の駐車場に、車椅子使用者用駐車施設の設置を義務づけるような内容になっております。

以上です。

○3番（二宮由子君） 今その最後の部分の法令の施行日以降に建築する建物の駐車場にはという限定をされて

いるんですけども、狭山公民館と蔵敷公民館に関しては、この法令施行日以降に建てられた建物ではなくて、見た感じとても歴史ある建物ですので。歴史のあるというのかな。新しい建物ではないので、この施行日以前に建築されている建物だから、法令に義務的に違反していることではないという認識なのかとは思うんですけども、ぜひ法令に見合うように対応していただければならないと思いますので、ぜひとも早急な対応をお願いいたします。

また、本庁舎の障害者専用駐車施設は、法令上に義務づけられている幅3メートル50センチですか、以上の駐車区画を整備し、主に車椅子を使用されている歩行困難な方を対象とした駐車区画との理解でよいのか、改めて確認させていただきます。

○総務管財課長（岩本尚史君） 利用者として、今議員おっしゃったように、主に車椅子使用者の方が多く、そのように認識しております。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） であるならば、先ほど障害者専用駐車施設と障害者等用駐車区画の対象者に違いはないというふうな御答弁をいただきましたが、東京都福祉保健局が作成しました障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドラインに記載されている、障害者等用駐車区画のこの障害者「等」のその「等」の部分に当てはまる利用対象者についての市の御認識を伺います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ただいま御質問者から御紹介のありました東京都福祉保健局が作成しました障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン、こちらに記載されております障害者等用駐車区画の利用対象者についてでございますけれども、まず前提として歩行に配慮が必要な方とされております。具体的には義足の方であったり、はめている方であったりとか、人工関節を使用されている方、それから内部障害や難病をお持ちの方、また妊娠されている方など、車椅子使用者や障害のある方のみならず、対象となり得る方は幅広く解釈されるものと認識しております。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） その対象者等という部分ですね——の対象者について具体的な御答弁をいただきました。本庁舎駐車場は、幅3メートル50センチですか——の駐車区画を整理して、障害者専用駐車場の看板を設置し、車椅子のマークが路面標示をされていますので、障害者専用駐車施設と障害者等用駐車区画の対象者に違いはないというふうに御答弁をいただきましたが、主に車椅子を使用されてる方向けの駐車区画と位置づけられていますよね。

その歩行に配慮が必要な方との大前提はありますけれども、この障害者等用駐車区画の対象者は、車椅子使用者や障害者のみならず、幅広く解釈されるとの御答弁も今、具体的ないただきましたので、本来であれば利用対象者がもっといらっしゃるはずですよ。しかしながら、この対象者がふえると本庁舎の区画、4つですか、駐車区画だけでは区画数が足りませんし、対応し切れない状態になりかねませんので、その対象となる方が安心して利用していただくためには、次の項目の思いやり駐車区画の整備が必要となります。

思いやり駐車区画の整備については、中央公民館、西側駐車場に1カ所整備されているとの御答弁でしたが、中央公民館、西側駐車場というのは、スペース的にも狭い場所です。そこで、その思いやり駐車区画の特徴というのを伺うのとあわせて、障害者等用駐車区画との違い、思いやり駐車区画と障害者等用駐車区画との違いについて伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 先ほど議員から紹介のありました障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイ

ドラインによりますと、思いやり駐車区画は障害者等用駐車区画とは別に、通常の駐車区画を活用し、車椅子使用者以外の歩行に配慮が必要な方が利用できる区画として設置するものとされております。

思いやり駐車区画は、妊産婦や足の弱い高齢者、一時的にけがをされた方などが利用できること、通常の駐車区画と同等の広さで設けられることなどが、障害者等用駐車区画との相違点であるというふうに認識しております。

以上です。

○3番（二宮由子君） 済みません、あちこちで申しわけないです。今度こっちですよ。

思いやり駐車区画が、通常の駐車区画の幅で設置できるのではというふうに御答弁をいただきましたので、中央公民館の西側駐車場には、狭いスペースでしたけれども、設置が可能だったというふうに思います。一般的には、皆さん、中央公民館西側の場所、あの場所を駐車場として認識されていないのではないかというふうに思います。そこで、利用対象者に向けてどのような案内表示をされているのか、またその利用者はどのように自分が対象者であることを表示されているのか、思いやり駐車区画に利用される方ですね。また、市民への周知というのはどのようにされているのか、3点について伺います。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 中央公民館西側の駐車場につきまして、現在4台分のスペースがございます。北側フェンスに「中央公民館以外の御利用者は御遠慮ください」と表示された看板と、「この1台分は思いやり駐車ゾーンです」ということがわかる看板を設置しております。公民館の利用者に対しましては、特に小さなお子様と講座等に参加される方に対しまして、思いやり駐車区画のことを周知しております。また、思いやり駐車ゾーンに駐車される方からは、対象者であることがわかる証明書等の提示を求めておりません。市民への周知につきましては、市公式ホームページを初め、保育つき講座に参加される方々を中心に対応しているところであります。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今の御答弁からすると、4台のうち1台分が思いやり駐車区画ですということですが、その残りの3台分は、中央公民館利用者であれば、誰でも利用できるのでしょうか。確認させていただきます。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 中央公民館、西側駐車場残り3台分につきましては、ホール、舞台などで道具や楽器などの荷物を搬入・搬出する方や、小さなお子様と講座等に参加される公民館利用者などが多い状況ですが、公民館の利用者であれば、どなたでも御利用いただくことができます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） どなたでもということですが、例えば公民館ホールが近いですよ。ホールの搬入車両に関しても、あそこにとめていいっていうことの認識でよいのか確認してください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） そのように考えております。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） そうであれば、台数的にも4台という、すごく狭いところですので、その公民館の利用者であれば誰でも駐車できるというような形だと、すごく皆さん殺到してしまって、本来の意味での思いやり区画ですとか、そこにはとめないにしろ、少し配慮が必要な方への対応として、ぜひ現状の思いやり区画の整備区画の表示をしっかりとわかりやすくというんでしょうか、大き目に表示をしていただければと思います。現状のその思いやり駐車区画は、中央公民館の利用者からの要望で整備されたというふうに伺いました。整備

に至るまでの経緯を伺うのとあわせて、その利用状況を伺いたいと思います。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 思いやり駐車区画の整備された経緯でございますが、平成26年7月、中央・南街・上北台公民館の保育室利用サークルの皆様から、中央公民館の駐車場に妊婦、子連れ優先の駐車場を配置してほしいとの要望書が提出されました。その後、公民館の職員で検討を重ね、平成27年、中央公民館、西側駐車場の一区画をピンク色に塗りまして、思いやり駐車ゾーンとして整備をしております。利用状況につきましては、市の中央公民館の保育つき講座に来られる方々の利用が多い状況でございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 公民館を利用されてる方からの要望を受けて、職員の方が早急に対応して下さった好事例ですので、これをきっかけとして市内各施設に整備が進められていくことを期待いたします。思いやり駐車区画の整備について、公共施設は1カ所というふうには伺っておりますけれども、市内商業施設などの整備状況について把握されている範囲で結構ですので教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 思いやり駐車区画につきましては、法令上の統計義務等がございませんので、市では市内商業施設等での整備状況は把握しておりません。車椅子ユーザーの立場からの答弁になってしまいますが、市内の大型商業施設の一部で車椅子の駐車区画とは別に、高齢者等が優先的に利用できる駐車区画を設けているということを確認しております。

以上です。

○3番（二宮由子君） 私も確認をしてきました。残念ながらその市内商業施設1カ所なんですよ。1商業施設というんですか、大手の。ですから、まだ整備もまだまだ進んでおりませんが、市が公共施設などの整備を積極的に取り組むことで、市内全体に広がると思いますので、整備に向け取り組みをお願いし、次の他市の状況について伺いたいと思います。

26市中4市で整備されているというふうな御答弁をいただきました。そこで、各種の整備状況を伺うのとあわせて、その導入後の効果、またその適正利用に向けての取り組みについて伺います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 4市でございますが、確認できたのは八王子市、町田市、小平市、東村山市でございます。名称は思いやり駐車スペース、思いやり駐車ゾーン、思いやり駐車区画と異なりますが、先ほど他部署のほうから答弁さしていただきましたように、けがですとか内部障害等により歩行が困難な方、妊産婦、乳幼児連れの方が優先的に使用できる駐車区画として整備をしております。

整備手法につきましては、駐車場の再整備に合わせた市、既存の障害者等用駐車区画をそのまま思いやり駐車区画に移行した市、障害者等用駐車区画とは別に、新たに指定した市がございます。導入後の効果としましては、対象となる方が以前よりも安心して駐車場の利用ができるようになったということと認識をしております。

また、適正利用に向けての取り組みとしましては、ホームページ、市報、そういったものの周知、また市内のバリアフリーマップ等のそういった小冊子に掲載をする中で、設置の趣旨、またマナー向上について、利用者に御理解いただけるよう、そんな取り組みがなされております。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 各市その名称に多少違いはあっても、けがや内部障害などによって歩行が困難な方、またその妊産婦の方や乳幼児連れの方など、対象として整備されているというふうなことです。本庁舎駐車場の障害者専用駐車施設は、車椅子を使用されてる方の利用が中心となっておりますけれども、本庁舎敷地内には保

健センターがありまして、母子保健事業として乳幼児の健康診断や子育て相談などが実施されています。また会議棟では、選挙の期日前投票所として、高齢者の方や妊娠中の方、また自力で歩行は可能けれども、長距離の歩行が困難な方など、投票日当日の混雑を避けて、期日前投票所として、期日前に投票される方もふえています。

障害者専用駐車施設というのは、3メートル50センチ以上の区画が必要ですが、思いやり駐車区画は、御答弁もあつたとおりに通常の区画を活用できますので、その駐車台数の総数というものを減らすことなく、影響も少ないと思います。そこで、ぜひとも本庁舎敷地内に、思いやり駐車区画の整備に取り組んでいただきたく御見解を伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） 市役所本庁舎敷地内の思いやり駐車区画の整備につきましては、導入して効果があつたという他市の事例なども参考にしながら、東大和市の実情に合った設置の場所、あるいは整備の手法など検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） ぜひ設置場所も非常に重要ですので、御検討のほどよろしく願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

26市中4市で整備され、そのうち2市が小平市、東村山市で、当市と隣接している自治体でありますので、先ほど部長答弁で整備手法ということをお答弁されていましたが、整備手法などもぜひ、その2市など参考にさせていただいて、まずは市が公共施設に、思いやり駐車区画の整備に取り組み、そして積極的に普及啓発に努めることで、市内商業施設の店舗駐車場への整備拡充が図られ、利用者の利便性の向上により利用率がふえ、市民への周知へとどんどんよいほうにつながっていきますので、公共施設に関しては障害者等用駐車区画の適正利用の取り組みに対する東京都の地域福祉推進区市町村包括補助事業を活用した補助制度を活用し、整備を進めていただき、またその市内商業施設の整備に対しても、同様の市が補助制度を確立することで、思いやり駐車区画の整備推進の強化につながると思いますが、その補助制度の確立についてなどの市の御見解を伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 東京都の地域福祉推進区市町村包括補助事業につきましては、障害者等用駐車区画などの適正利用に向けた各種の取り組みに活用できるということでもあります。市が市内の商業施設における思いやり駐車区画の整備に対して補助をするということが有効であるのか、また商業施設への補助制度を行う場合に、東京都の補助を活用することが可能なかというようなことを含めて、今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（二宮由子君） ぜひ、その思いやり駐車区画の整備推進というのは、次の項目で何うパーキング・パーミット制度導入へとつながる、そのベースとなる取り組みですので、まずは本庁舎駐車場から思いやり駐車区画の整備に取り組んでいただきますよう要望し、次の項目、パーキング・パーミット制度に移ります。

パーキング・パーミット制度の制度の概要及び利用対象者の要件はについてです。パーキング・パーミット制度は、御答弁のように、障害者等用駐車区画の不適切な利用に対して、自治体が利用証を交付することで利用できる方を明確にし、その駐車区画を核とする取り組みです。また、利用証の交付を受ける方は、ルームミラーやダッシュボードなど、外から見やすい位置に利用証を提示することで、誰が見ても対象者であることがわかるので、気兼ねなく駐車できるっていうんですか、そのような効果もあります。また、対象者の要件につ

いては、導入されている自治体でそれぞれ異なる設定をされているという御答弁をいただきましたが、その要件に対してどのような違いがあるのか伺います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） パーキング・パーミット制度の利用対象者の要件におきまして、各自治体での異なる部分でございますけれども、例えば身体に障害のある方のうち、どの障害を制度の対象とするのかということ。例えば聴覚障害のある方が対象である自治体と、非対象の自治体があるということでございます。また障害の程度に応じた等級のうち、何級までを対象にするのか。また妊産婦の方について、産前産後何カ月までを対象とするのか。例えば産後3カ月までの対象の自治体、それから2年までという自治体があるようです。こうしたことなど、制度を導入している各自治体の考え方により、異なる設定がされているものということでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 自治体の考え方によって、パーキング・パーミット制度の利用対象者として、具体的な御答弁をいただきました。身体障害者、要介護者、妊産婦、一時的なけが人など、その要件を広げれば広げるほど、その対象者は増加します。制度導入を検討するに当たりまして、対象者というのを把握するのは非常に重要ですので、例えば当市で、私、今申し上げた身体障害者の方、要介護者の方、妊産婦の方、一時的なけがをしてしまった方などを要件として、利用対象者とした場合の、導入した場合の対象者の人数ですか——について伺いたいと思います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ただいま利用対象者として挙げられた中で、けが人の人数というのはデータとして持ち合わせておりませんので、こちらを除いた形での概数として申し上げさせていただきます。

本年4月1日現在で、身体障害者手帳をお持ちの方が約2,700人。それから、要介護認定を受けている方が約4,300人。平成30年度に母子健康手帳の交付を受けた方が約600人。合計で約7,600人となりますので、当市におきましてパーキング・パーミット制度を導入した場合には、少なくともこの約7,600人の方は対象になると思われま。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今伺ったその対象者約7,600人ですか。この対象者というのは、車を所有されてる方が対象ですのでね、この制度は。ですから、必ずしも全員が制度を利用されるとは限りませんし、また外見ではわかりにくい、移動に際して配慮が必要な方への支援などにつながる取り組みとして考えますと、約7,600人というのは必ずしも多い人数ではないというふうに思います。また、比較的低コストで不適正利用を防止する仕組みとして評価できる制度でありますので、多くの自治体で導入が今されています。

そこで、次の他の自治体の導入状況及び成果について伺いたいんですけども、37都道府県のほか、市独自で導入されているのが3市ですか——あるというふうに御答弁いただきました。東京都では導入されていないというふうにおっしゃってました。47都道府県のうち、30の東京都が導入してないので、37府県ですか——で導入が進んでる中、東京都が導入に至っていない要因について伺うのとあわせて、東京都ではパーキング・パーミット制度以外に、どのような取り組みで障害者等用駐車区画への適正利用に向けての取り組みを行っているのか伺いたいと思います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 東京都が制度を導入していない要因についてでありますけれども、東京都の担当者に確認をさせていただきましたところ、東京のような大都市部では、対象者及び商業施設が多く実施には課題があると。東京都を含めた関東の近隣県では、パーキング・パーミットの実施ではなく、障害者等用駐車

区画等の適正利用についての普及啓発活動に注力しているとのことでありました。

次に、東京都における障害者等用駐車区画の適正利用の取り組みについてであります。適正利用を推進するために、まず健常者のモラルやマナーの向上を図り、駐車区画を必要としている人がいること、必要のない人はしないことを周知し、理解を深めてもらうことが重要であるという考え方のもと、ポスターやリーフレットによる普及啓発、東京都が設置している施設の駐車場において、看板等の案内表示を率先して導入すること及び障害者等用駐車区画を利用する際に、シンボルマーク等を掲示する方法を周知することなどに取り組んでいるとのことでありました。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 御答弁のように、大都市部ではビルが建ち並んでおりますので、駐車場の数にも限りがあります。対象者がふえると、駐車区画も狭いですから、混乱が生じて対応が難しく、制度として進めるには困難であるかもしれません。しかしながら、多摩地域は都心に比べると駐車場も確保できますので、東京都が実施している普及啓発ですか——にとどまらずに、制度導入を進めていただければと思っています。そこで、その制度導入による成果について御答弁をいただきましたけれども、改めて制度導入によるメリット・デメリットについて伺いたいと思います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） まず、制度導入によるメリットについてでありますけれども、一般的には施設の入り口付近に駐車区画が設置されますことから、制度に登録された方が施設を利用する際に、入り口付近に駐車可能となることで、その方にとりましては負担軽減及び利便性の向上が図られると考えております。また、制度が広く周知されることで、障害者等用駐車区画の適正利用が促進される、こういったことなどもメリットとして挙げられると考えております。

次に、制度導入によるデメリットでございますけれども、こちらは特にないというふうに考えておりますが、制度の対象者数に見合う駐車区画の数を確保できるかどうかということや、不適正利用への対応、特に健常者のマナー違反による駐車を防止するための制度の周知啓発を徹底する必要があることなど、制度を導入し、円滑に運用していくためには、クリアすべき課題が多くあると考えております。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今伺ったそのメリットですね、利用対象者の負担軽減や利便性の向上、また適正利用の促進などさまざまあります。デメリットについても、御答弁のとおりに対象者に見合うその駐車区画の確保が大きな課題であるというふうに思います。東京都といっても、都心部と多摩地域では、先ほど申し上げましたように、その状況が異なりますので、その多摩地域の状況を踏まえ、次の制度導入の考えはについて伺いたいと思います。

市独自で導入した場合の事業効果や事務負担などについて研究されるとの御答弁でした。パーキング・パーミット制度というのは、公共施設ですとか病院、また福祉施設、商業施設など、市内のみならず広範囲の相互利用によってその効果が発揮される制度ですので、市独自で導入するよりも、例えば市長会を通じて、多摩地域全域で制度導入を図り、広域的な連携によって協力していただく施設が多ければ多いほど、利用する市民にとってはメリットが大きく、より有効に機能される制度だというふうに思うのですが、御見解を伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 多摩地域全域での制度導入についてであります。現状では多摩地域の各市町村での認識にも差異があると思われまますので、障害福祉等の関係課長会などの場において、各市における認識について情報共有を図るよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（二宮由子君） 認識にも差異があるということですので、ぜひその情報の共有というのを図っていただきまして、障害者の方、またその対象となる方々の意見というのを伺いながら、地域の実態に合った制度導入に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

新たに事業を行うには予算が伴うものです。そこで、パーキング・パーミット制度導入に係る経費は、その思いやり駐車区画の整備同様に、東京都の取り組みとして、区市町村が地域の事情に応じて実施する先駆的な取り組みに対して支援する、この地域福祉推進区市町村包括補助事業を活用しますと2分の1補助されるのですが、これはこのパーキング・パーミット制度導入にかかる経費として、補助されるのかどうか確認させていただきます。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 東京都福祉保健局で所管しております平成31年度地域福祉推進区市町村包括補助事業におきまして、障害者等用駐車区画等の適正利用に向けた取り組みということの中のメニューとしまして、車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画の整備、あるいは障害者等用駐車区画等の適正利用に向けた普及啓発事業が挙げられております。ただし、パーキング・パーミット制度導入にかかる経費全てについて補助対象となるかにつきましては、東京都との協議の中で判断されるものと認識しております。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今の御答弁の平成31年度の地域福祉推進区市町村包括補助事業のメニューにも挙げられているのですから、補助対象になると思いますので、積極的に取り組んでくださるようお願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

利用対象者数に見合う駐車区画の不足や利用証の不適切利用、また行政の事務負担が大きいとの御答弁でした。駐車区画の不足とその利用証の不適切利用に関しては、その利用証などにしっかりと明記をしていただいで、交付時に丁寧な説明ですとか、注意喚起を促すというんでしょうか。注意喚起を行うことで、それはもう対応というのは可能であるというふうに思います。

御答弁のありましたその行政の事務負担が大きいという点に関してですけれども、どのような事務負担が生じてしまうのか、またどのような事務負担が生じると考えられているのか伺います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 平成29年5月に国土交通省が導入済み自治体に実施した調査におきまして、行政の事務負担に対して効果が少ないという意見が複数の自治体から上げられております。ただ、この資料の中では、事務負担の内容の詳細については不明でありますけれども、ただいま議員のほうから紹介ございました利用対象者数に見合う駐車区画の少なさや、また健常者のマナー違反による駐車区画の不適正利用、あるいは他人の利用証や期限切れの利用証を使うなど、利用証の不適正な利用によりまして、本来利用できる登録した方が利用に支障を来すこと、こういったことに対する苦情対応、またトラブルへの対処、こういったことが生じることが一つ事務負担として挙げられると考えております。

また登録対象者の方によりましては、先ほど答弁の中でも御紹介をさせていただきましたが、例えば妊産婦の方でありますと、その人その人によりまして利用期限っていうのがまちまちになってございます。そうしますと、それを我々、例えば我々のほうで所管するとなれば、一人一人の利用期限っていうのを個別に管理する、こういったことも必要性も出てきます。

こういったことが、まして返す返さない、そういったことの管理も含めまして、個別の期限の管理が必要に

なるということ、利用証の管理ですね。そういったところが、非常に事務の負担として大きいのではないかと、こういったことを想定しているものであります。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今、ありがとうございます、御答弁いただきまして。苦情やトラブルへの対応というのが、比較的、その自分負担としては一番大きいのかもしれませんけれども、御答弁のあった登録者ごとの個別の管理については、そのデータとして一括管理ができると思いますので、パーキング・パーミット制度の導入に向けた御検討を、ぜひともお願いしたいと思います。

先ほど壇上でも申し上げましたが、平成29年2月、関係関係会議で決定されたユニバーサルデザイン2020行動計画において、パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会を立ち上げ、制度未導入の地方公共団体における制度導入に向けた機運の醸成が図られています。

本市としても、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機とした共生社会の実現に向け、東京都が導入されていないからこそですね。ここですよ。東京都が導入されていないからこそ、ぜひとも多摩地域全域で、制度導入に向け、尾崎市長にリーダーシップを発揮していただいて、働きかけを行っていただきますよう要望いたしまして、最後に総括として市長の御所見を伺います。

○市長（尾崎保夫君） 今回は安全・安心のまちづくりということで、いろいろとお話を聞かせていただきました。特に障害者等用駐車区画ということで、これにつきましては既にいろいろとやっているとございませぬけれども、パーキング・パーミット制度ということで、広域的な必要性だとかいろんな課題もあるというふうには認識しているわけでありませぬけれども、東京オリンピックということで、ぜひということではございませぬが、いろんな観点から市としてできるところから取り組んでいきたいと、そんなふうと考えております。

以上です。

○3番（二宮由子君） ぜひ、尾崎市長のリーダーシップ、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時32分 延会